

福井の科学者

地域に根ざす科学者運動 **133**

2019・12

目 次

= 声明 =

東元経営者刑事裁判判決に対する日本科学者会議の声明 (1)

= 教育特集 =

保育の現場から保育制度を考える

玉 崎 辰 雄 (3)

福井医療大学における養護教諭養成の取組み

森 透 (15)

大野市の小中学校再編について

長谷川 浩 昭 (22)

= 原子力発電 小特集 =

若狭の原発と大山(鳥取)火山噴火について

山 本 雅 彦 (25)

ドイツにおける放射性廃棄物最終処分場問題

小 野 一 (31)

= 私の本棚 =

大田昌秀著『新版 醜い日本人—日本の沖縄意識—』

藤野間 幸 英 (38)

= 編集後記 =

(43)

日本科学者会議福井支部

＝会員の名著紹介＝

【著者】 館野 淳(会員) 山本雅彦(会員 福井支部) 中西正之(会員)

『原発再稼働適合性審査を批判する 炉工学的安全性を中心として』

本の泉社 (A5版/118ページ/本体926円+税/出版2019年1月23日)

福島事故から8年、国の原子力規制委員会によって新規制基準が制定され、再稼働のための適合性審査が進んでいます。

その適合性審査の議事録を読めると、規制委員会と電力会社との間で、「このような事態を想定してください」「いやそこまでは想定しないでもいいのではないですか」といったやり取りがなされており、まさに想定の内情が議論される「問答集」といってよいかもしれません。これを読むことによって、規制委員会や電力の立ち位置がわかり、またどこまで妥協が図られているかもわかる、大変興味深い読み物となっております、一読をお勧めします。

しかし、膨大な議事録や資料を読みこなすことは大変ですし、技術的迷路に踏み込むことにもなります。本書は、適合審査の中で、どんなやり取りがおこなわれ、どんなことが問題になっているかを一見して見ようとする人たちの一助となればと考えて書かれたものです。(福井支部ニュースより)



《目次》

- 第1章 新規制基準と適合性審査
(「誰が」再稼働を認めるのか—最終責任者不在の許認可体制；
再稼働を止めるためには、適合性審査を批判しなければ始まらない ほか)
 - 第2章 BWR (沸騰水型炉) の適合性審査批判
(BWRの特徴と「主要な論点」；注水には成功、除熱に失敗のケースがほとんど ほか)
 - 第3章 PWR (加圧水型炉) の適合性審査批判
(「従来の基準」と新規制基準との比較；加圧水型炉 (PWR) の構造的脆弱性 ほか)
 - 第4章 溶融炉心の挙動とコアキャッチャー
(高温溶融炉心の挙動；コアキャッチャーの必要性)
 - 第5章 福島溶融炉心の現状、取り出しは可能か
(すべての道は炉心溶融に通ず；溶融以前の炉心構成物質 ほか)
- (付表) 適合性審査会合一覧

＝声明＝

東電元経営者に対する刑事裁判の無罪判決に抗議し、 控訴することを強く要請します

2019年9月19日、東京地方裁判所永淵健一裁判長は、業務上過失致死傷罪で強制起訴された東京電力旧経営陣の3被告（勝俣恒久元会長、武藤栄元副社長、及び武黒一郎元副社長：以下3人）に対して無罪判決を言い渡しました。私たちは科学者の学術団体として、日本政府による長期にわたる原子力開発政策の撤回を要求してきました。とはいえ、本訴訟を東京電力の経営責任を追及する唯一最善の手段と考えたり、被告をただ罰することだけを望むものではありません。しかし、今回の判決は以下の理由により、社会に重大な否定的影響を及ぼすものであり、強く抗議します。そして、今回の判決を破棄させるべく、検察官役の指定弁護士が控訴するよう強く要請します。

判決は「原発で事故が発生すれば、放射性物質が施設外へ漏れ、施設の従業員や周辺住民の生命、身体に重大な危険を及ぼし、周辺の環境を放射能で汚染するなど、甚大な被害をもたらす恐れがあることは公知の事実だ」（「」内は判決文要旨より、以下同様）と断言しながらも、重大な結果を回避するための結果回避義務は3人にはなかったとしました。そればかりか、福島第一原発の「運転には小さくない社会的な有用性が認められる。……運転停止がどのような負担を伴うものかも考慮されるべきだ」と甚大な被害防止ではなく、電力会社の「負担」を心配し、3人を擁護し、3人に不利な証言を徹底して無視したもので公正を欠いた不当判決と言わざるを得ません。

さらに、伊方原発訴訟の火山噴火に関わって述べられた「社会通念」を引き合いに出し、「絶対的安全性の確保までを前提としてはいなかった」と結論づけました。これは安全神話崩壊以前の原発が絶対的安全とまで強調されていた事実に頬かむりをした結論といえます。

そもそも原子力発電所のリスク管理上の責任が、一般的な企業施設における事業者の管理責任とは比較にならない高レベルのものであることが要請されます。このことは、原子力発電所のリスクの不確実性を理由にして、東京電力の経営幹部が企業利益の追求のためにその安全基準を引き下げたことを、刑事法においてすら容認し得ないことを意味しています。それは、もはや一般的な知識水準を有する者であれば共有しているものです。ところが本判決は、このような被告企業・経営幹部の刑事責任を意図的に希釈することを通じて、東京電力の経営幹部を免責したものです。「直ちに工事に着手し、完了まで運転を停止しなければ事故が起り得ると認識していなくても不合理とは言えない」とする判決内容は、自然科学者や国会質問で再三にわたって指摘されていたリスクを刑事裁判所がことさらに低く見積もることを通じて、なされたものです。こうした結論は、他の原発の再稼働を応援するものであり、政府の原子力政策を付度したもので許され得ません。

法的に、刑事裁判において「疑わしきは被告人の利益に」というのが大原則であることは私たちも否定しません。しかし、これを前提にしても、科学的に、指定弁護士が膨大な証拠を裁判所に提出したにもかかわらず、島崎邦彦氏（大飯原発3,4号機運転差止請求事件の名古屋高裁金沢支部での証人）らがとりまとめた「長期評価」を取り入れるよう自治体や他の電力会社から求められていた事実を認定しなかったことや、「長期評価」について、これを否定するに足る具体的根拠を示さず、軽々しく

論じていることは、もう一方の大原則である証拠裁判主義（刑事訴訟法 317 条）などに照らし、大問題といえます。

東京電力に対する民事の損害賠償請求においては、ほとんどの裁判所において国及び東京電力の過失が認められています。3.11 後に起こされた多数の原発関連裁判において、今日においてもなお原発が有用であると判示した判決は、勝訴、敗訴の結果のいかんを問わず、一つもありません。

今なお塗炭の苦しみの中にある被害者や 4 万人を超える未帰還者を再び傷つけた判決を、私たちは許すことが出来ません。東京電力はもとより、もう一方の当事者である国も、民事訴訟における判断こそを真摯に受け止め、速やかにすべての原発の運転を停止させるとともに、被害救済に全力で取り組むべきです。

以上の通り、東電元経営者に対する刑事裁判における無罪判決に抗議し、控訴の意義はきわめて大きいと考え、検察官役の指定弁護士が控訴することを強く要請し、私たちはそれを支援していきます。

2019 年 9 月 25 日

日本科学者会議幹事会
日本科学者会議原子力問題研究委員会

＝教育特集＝

保育の現場から保育制度を考える

玉 崎 辰 雄 (社会福祉法人ゆきんこの会理事長)

はじめに

社会福祉法人ゆきんこの会は、前身であるゆきんこ共同保育所（無認可）の時代も含めると今年がちょうど40周年目に当たります。

ゆきんこ共同保育所は、1979年3月15日に0歳児1名を2名の保育者で保育し始めたのが出発点ですが、保育室は保育者の自宅の2階居室、保育者も保育の専門家ではないというまったくの手探り状態から始められた保育所でした。保育園を立ち上げたのは新日本婦人の会福井支部の会員の皆さんです。同会の会議の中で「福井市にも産休明けからの長時間保育を行う保育園を求めている人たちがいるのではないだろうか」という議論が行われ、幾月かの検討の後に「産休明けからの保育所をつくる準備会」が結成されてゆきんこ共同保育所をつくるとりくみにつながって行きました。当時は、保育園の運営主体は、自治体又は社会福祉法人に限られていました。「産休明けからの保育所をつくる準備会」は、ゆきんこ共同保育所の開設にあたって、社会福祉法人を立ち上げて認可の基準を満たす保育園を建設するという方針は持たなかったようです。財政的にも、行政との関係でも困難だという判断だったのだと思われます。そういう状況の中で、ゆきんこ共同保育所は無認可保育所として出発しました。

この頃福井市では、「産休明けからの長時間保育」つまり、0歳児から預かり、朝7時前後から午後7時前後まで保育する保育所は、私立保育園に1か所あっただけで、公立保育所では全く行われていなかったと思われます。保育課（現在の子育て支援課）を含む市当局の大

概の認識も、「0歳児保育や午後7時までの保育はほとんど需要がない」というものでした。1982年に行われたゆきんこ共同保育所関係者と市との懇談会の際に、市の担当者から「産休明けからの長時間保育を希望する親は市内に数名しかいない」との回答があったとの記録もあります。もっとも、市当局は0歳児保育や午後7時までの保育への需要はあると考えていたのに、政治的理由・政策的理由によって産休明けからの長時間保育に積極的に手を出すことがなかったということかも知れません。どちらにしても、福井市は産休明けからの長時間保育には積極的でなかったわけで、その背景には、全国的にはもちろん、共働き家庭の比率が全国に比べて多いとされていた福井市においてさえも妊娠出産を機に退職をする女性が多かったこと、いったん退職すると産休明けから仕事に復帰する女性が少なかったこと、あるいは仕事に復帰するにしてもパートタイマーに切り替える女性が多かったこと、また、たとえ保育園に子どもを預けて仕事に復帰したとしても祖父・祖母などの家族あるいは個人的に依頼した方に保育園へのお迎えと仕事から帰るまでの保育をしてもらうなどの対応（二重保育）でしのいでいたことなどの現実があったものと思われます。

一方、全国的な状況としては、当時が第2次臨時行政調査会（1981～83）が設置される前後の時期に当たっており、国の政策によって保育や福祉が後退していった時期と重なっていることも影響しているかも知れません。さらに国・行政の保育に対する立場が、乳幼児の養育は本来家庭の責任で行うべきであるという一貫した

もの（1964年に提出された中央児童福祉審議会のいわゆる「保育七原則」も基本的にこの姿勢を反映したものとなっている）であることが、深いところで福井市の行政にも影響を与えていたのであらうと思われまます。

全国各地では、1960年代から、行政に対して保育園増設を求める市民運動が起こされてきました。また、行政が保育園を増設するのを待つのではなくいっそのこと自分たちの力で保育園を設立してしまおうという運動も起こされていきました。保育所を設立する運動でつくられた保育所の多くが「共同保育所」を名乗っていたので、自らの力で保育所をつくる運動を「共同保育所運動」と呼ぶこともあります。福井市での共同保育所運動は、ゆきんこ共同保育所の設置につながる「産休明けからの保育所をつくる準備会（当時の資料には「乳児保育所をつくる準備会」という名称も散見されます）」が結成された1978年に始まったわけですが、全国の運動よりもかなり遅れて開始されたこととなります。全国とのタイムラグが生じた理由は様々考えられますが、福井市では乳幼児数に対する保育所の設置数が比較的多かったために一見保育の需要が満たされるように見えていたこと、行政の施策に対する住民運動・市民運動の機運や経験が多くなかったことなどが主な理由であると思われまます。

しかし、市当局の保育に対する認識と施策に反して、産休明けからの長時間保育を必要としていた家庭も少なくはありませんでした。ゆきんこ共同保育所が開設されてからの入園児数の状況を見ると、それは明らかです。ゆきんこ共同保育所の園児数は、1979年度末の4名から、80年度末19名、81年度末23名と着実に増加していったのです。

ゆきんこ共同保育所は、園児数が増えるにつれて資格保有者（保育士、当時は保母）も加わ

り、保育問題研究会に加入して保育研究にも力を入れるなどして保育の内容も一歩ずつ充実させていったのでした。この過程では、多くの研究者の方に、保育・幼児教育・発達保障、あるいは保育運動・共同保育所運動など多くの課題に関してのアドバイスやご協力を頂いたことが大きな力になりました。

社会福祉法人ゆきんこの会の前身は、1983年につくられた任意団体としてのゆきんこ共同保育所理事会、さらにその前身は、ゆきんこ共同保育所開園後にゆきんこ共同保育所を運営する組織として組織された「ゆきんこの会」、さらにその前身は前述の「産休明けからの保育所をつくる準備会」です。現在は、定員98名のゆきんこ光陽こども園（2015年にゆきんこ共同保育園を幼保連携型認定こども園に移行して開園したもの）、定員100名のゆきんこ森田保育園の2園を運営しており、これまで積み上げてきた歴史の上に、さらに新たなページを書き加えようと日々努力を続けています。

保育・幼児教育の本質にかかわる無償化

現在、ゆきんこの会のみならず、全ての保育・幼児教育施設において議論的になり、苦慮しているのが「幼児教育・保育の無償化」（以下「無償化」）の問題です。

「無償化」の概要は内閣府のHPによれば次の通りです。

（資料1）内閣府幼児教育・保育の無償化HP抜粋
○幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料が無償化されます。

- ・幼稚園については、月額上限2.57万円です。
- ・無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。

（注）幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。

- ・通園送迎費、食材料費、行事費などは、これま

でどおり保護者の負担になります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子供たちと全ての世帯の第3子以降の子供たちについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。

○ 0歳から2歳までの子供たちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。

・ さらに、子供が2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子供を第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。

(以下、企業主導型保育・幼稚園の預かり保育・認可外保育施設等についての説明は省略)

この「無償化」ですが、一方では〈消費税率を引き上げることによる増収分は、すべて社会保障に充て、待機児童の解消や幼児教育・保育の無償化など子育て世代のためにも充当し、「全世代型」の社会保障に転換(財務省HP)〉する政策の具体化のひとつであるとして、大々的に宣伝されています。国民のなかにも、子育ての負担が軽減されるのならと好意的に受け止める声もあり、保育・幼児教育関係者のなかにも前向きにとらえる論調もあります。

しかしその一方で、批判的な声もあります。主なものは、次のような主張です。

- ① これまでの応能負担もそれほど負担は大きいとは言えず合理的でもある。あえて無償にする必要はあるのか。
- ② 現在の緊急の課題は保育園その他の保育・幼児教育施設の不足である。まず、子どもを預けられる施設を増やすべきである。
- ③ 保育・幼児教育施設に働く職員の賃金・労働条件の改善が先決問題である。
- ④ 保育・幼児教育施設としての基準に満たない無認可施設へ子どもを預けても無償にするのは、基準を緩和し保育の質を下げることにつながる。

⑤ 0歳児の保育・幼児教育から無償にすべきである。

⑥ 給食費を保護者負担とするべきではない。

⑦ 制度がつぎはぎだらけで複雑である。

これらの主張については、私もおおむねその通りだと感じていますが、実はもっと本質的な問題でありながらあまり議論的になっていないと感じられる点があるので、少し掘り下げてみることにします。

1号認定・2号認定間に生ずる不公平

保育や幼児教育の本質にかかわると思われる第1番目の問題は、1号認定児童・2号認定児童間で無償化が適用される時期(児童の年齢)に差があるため不公平が生ずるという問題です。

〈注〉1・2・3号認定

1号認定：保育を必要とする2歳未満の児童

2号認定：保育を必要とする3歳以上の児童

3号認定：保育の必要のない3歳以上の児童

1～3号の認定を受けることで保育・幼児教育施設の利用ができるようになる

無償化について、ゆきんこの会の中心メンバー職員と議論した時、メンバーからは「どうして1号認定の子と2号認定の子で無償化になる時期に差をつくったのだろう」という疑問の声が出ました。無償化が適用される年齢に差があれば、保護者の受ける利益に差が生じます。税金を投入する制度でそのような差をつくるのが果たして認められるのかという疑問がまずあります。そして、検討を進める中でさらに大きな問題だと思ったのは、その背景にある政府の保育・幼児教育に対する考え方なのです。

まず、「無償化が適用される年齢に差がある」とはどういうことかということですが、それは次の通りです。

〈資料1〉HP解説の最初の記述〈幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子供たちの利用料が無償化され

ます)からは、3歳から5歳までの児童全員について施設の利用のための費用が不要になるのだとしか読み取れません。

しかし、この解説をさらに読み進めると、認定こども園や保育園に在籍する満3歳以上の児童のうち、1号認定の児童は満3歳になった日から無償化の対象ですが、2号認定の児童は翌年の4月1日まで対象にならないということが分かってきます。例えば、誕生日が9月1日の児童の場合、1号認定であれば9月1日から保育料は不要になるのに、2号認定だと翌年の3月までは保育料が必要なのです。誕生月や保育料によっては、この差は無視できないほどの額になります。

中心メンバーの議論の中でも「こども園の場合は1号認定でも2号認定でも入園できるから、未満児の時には3号認定だった子は満3歳になると普通は2号認定になるのだけれど、満3歳になった時から次の年の3月まで1号認定に変更して、4月から2号に復帰する…なんていう方法で保育料を軽減しようとする保護者が現れてもおかしくないね」などと話し合ったものです。(今のところこのような話はありません)

この不公平の背景にあるものに留意すべき

無償化開始時期に関する1号認定・2号認定の児童の間でこのような「不公平」が生じたことについて(資料1)の内閣府解説では、〈幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します〉と説明しているだけです。

実は、これらの制度設計のベースになっているのは安倍内閣の関係閣僚合意(資料2)です。

(資料2)

○今般の3歳から5歳までの子供たちの無償化については、職員配置基準、公定価格等に係る年度を単位とした現行の運用を踏まえ、小学校入学前の

3年間分の利用料を無償化することを基本的な考え方とし、満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間を対象とする。就学前の障害児の発達支援においても同様である。ただし、幼稚園については、①学校教育法上、満3歳から入園できる、②満3歳入園児は入園年度から年少学級に所属する場合も多い、③これまでの段階的無償化においても、現行の就園奨励補助により満3歳以上の子供を対象として進めてきたという事情を踏まえ、満3歳になった日から無償化の対象とする。なお、幼稚園の預かり保育については、保育所等との公平性の観点から、住民税非課税世帯を除き、翌年度(4月)から無償化の対象とする。

7 認定こども園における1号認定の子供も同じ。

8 認定こども園における1号認定の子供たちが利用する預かり保育も含む。

(幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針 平成30年12月28日関係閣僚合意)

ここには、幼稚園には学校教育法上満3歳から入学できるようになっているからなどの理由が挙げられています。(本文では「幼稚園」となっていますが、注記7にあるように幼稚園の児童は1号認定児童であり、認定こども園に通う1号認定児童も同様の扱いです。)

もしも1号認定児童の無償化開始時期を満3歳になった日とすることがどうしても譲れない線であるのなら、公平を期するために、2号認定児童の無償化実施も満3歳からとすればよかつたのではないのでしょうか。ちなみに、2号認定児童・3号認定児童は、どちらも満3歳以上の児童であるので、「2号認定・3号認定児童は無償化の対象」とすれば、必要な国家予算は若干余計に必要となるものの2号認定児童・3号認定児童間の不公平は生じなかつたはずなのです。

それにもかかわらず、あえて2号認定児童・3号認定児童を分離して2号認定児童の無償化開始時期を4月としたのは、〈小学校入学前の3年間分の利用料を無償化するすることを基本

的な考え方と)するということに「無償化」の譲れない線があったからだと考えられます。

では、どうして〈小学校入学前の3年間〉にこだわるのか。

それは、政府内に小学校と幼児教育・保育を接続させようとする一貫した方針があるからだとは考えています。

次は自由民主党の教育再生実行会議の第5次提言(2014年7月3日)からの抜粋です。

(資料3)

・・・・・・・・・・・・・・・・

1. 子供の発達に応じた教育の充実、様々な挑戦を可能にする制度の柔軟化など、新しい時代にふさわしい学制を構築する。

(1) 全ての子供に質の高い幼児教育を保障するため、無償教育、義務教育の期間を見直す。

・・・・・・・・・・・・・・・・

幼児期の教育は、その後の生活や学習の基礎を確固たるものとし、生涯にわたる学びと資質・能力の向上に大きく寄与するものであり、言葉の習得や心身の発達の早期化、小学校教育との接続等を踏まえ、幼児教育の機会均等と水準の維持向上を図ることが重要です。諸外国においても、幼児教育の重要性に鑑み、その質の向上や無償化への取組が進められています。少子化対策の観点からも、財源を確保しつつ幼児教育の無償化を段階的に進めるとともに、将来的な義務教育化も視野に入れ、質の高い幼児教育を保障することが必要です。・・・・・・・・

(幼児教育の充実、無償教育、義務教育の期間の延長等)

○ 幼児教育の質の向上のため、国は、幼稚園教育要領について、子供の言葉の習得など発達の早期化等を踏まえ、小学校教育との接続を意識した見直しを行う。保育所、認定こども園においても教育の質の向上の観点から見直しを図る。また、子ども・子育て支援新制度の下、子供の発達や状況に応じた指導の充実が図られるよう、質の高い教職員を確保していくための養成、研修、処遇、配置や施設運営の支援に関する制度面・財政面の環境整備を行う。

○ 市町村は、幼児教育行政に携わる人材の確保、専門性の向上をはじめ、幼児教育行政を担う体

制の整備を進める。国は、市町村の幼児教育に関する責任・役割を明確にするとともに、市町村の取組を積極的に支援する。その際、幼児期における特別支援教育を含めた教育の充実が一層図られるよう、教育指導や研修等において教育行政部局が専門性を発揮する。

○ 3～5歳児の幼児教育について、財源を確保しつつ、無償化を段階的に推進し、希望する全ての子供に幼児教育の機会を保障する体制を整える。

○ 幼児教育の機会均等と質の向上、段階的無償化を進めた上で、国は、次の段階の課題として、全ての子供に質の高い幼児教育を無償で保障する観点から、幼稚園、保育所及び認定こども園における5歳児の就学前教育について、設置主体等の多様性も踏まえ、より柔軟な新たな枠組みによる義務教育化を検討する。

(教育再生実行会議 今後の学制等の在り方について(第五次提言)平成26年7月3日)

ここには幼児教育の無償化と並んで、「義務教育の早期化」が挙げられています。義務教育の早期化とは、現在満6歳の4月に入学している小学校と同様に、6歳以下の児童が通う保育・幼児教育施設への入園を義務化しようというものです。そして、この「義務化」が導入されるとすると、義務化開始月は小学校に合わせて4月とすることになるでしょう。幼稚園は4月入園が一般化しており、また学校教育法の下にあるため小学校に合わせることはそれほど難しくはないはずです。それに対して保育園は保護者の就労その他の保育を必要とする条件によって児童の入園時期がさまざまであるため4月に限定することが難しそうです。しかし、無償化時期を4月とすることで、義務化開始月を4月とする時の抵抗を少なくする意図があるのではないかと考えるのは深読みすぎでしょうか。

なお、(資料4)は、(資料3)の第5次提言の注記なのですが、ここには2006年の教育基本法「改正」においてすでに義務教育期間の延長が準備されていると説明されています。

(資料4)

平成18年に教育基本法が改正され、義務教育の目的についての規定が新たに置かれるとともに、その期間について、将来延長する可能性も視野に入れ、9年とされていた規定が削除され、学校教育法に委ねられた。

(教育再生実行会議 今後の学制等の在り方について(第五次提言)注記 下線筆者)

保育・幼児教育が義務化されることになれば、幼稚園だけではなく保育も「義務教育」の範疇に含められる可能性があります。その時には、例えば保育園の「5歳児」のクラスを「プレスクール」として分離独立させ、学校に準ずる扱いとするなどの方法があるでしょう。同時に、一定の基準を設けて「無認可施設」「英語その他の幼児教室」なども「プレスクール扱いする」ということも考えられます。もしも、そのような事態になれば「保育・幼児教育の質」の確保に重大な問題が生ずることになるでしょう。

しかし、それ以上に問題だと思うのは「保育・幼児教育」に対する「国家統制」が進行するという事です。

すでに多くの議論の中で明らかにされてきているように、学校教育は自民党政権によって徐々に国家統制が進められ、右傾化が進行してきました。特に第1次安倍内閣における「教育基本法の「改正」以降は、その傾向が顕著です。

このような状況の中での「幼児教育の義務化」は大変に危険です。

2006年「改正」の教育基本法には「義務教育の目的」が挿入され、それに基づいて2007年には学校教育法が改正されて「義務教育の目標」が制定されました。

(資料5) 現行学校教育法 抜粋

第二十一条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法(平成十八年法律第二十号)第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる

目標を達成するよう行われるものとする。

一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(2007年改正の学校教育法 下線筆者)

2006年の教育基本法の「改正」とそれに続く2007年の学校教育法の「改正」が「愛国心教育」「国家に忠実な国民づくり」など、戦後の民主教育を変質させるものであったとの議論・批判がありますが、保育・幼児教育の義務化によって、保育・幼児教育が教育の右傾化の流れの中に組み込まれていくことを危惧します。

それは、幼稚園教育に関しては現実のものになりつつあります。改正学校教育法の中で、幼稚園教育の目標に「規範意識の芽生えを養う」が規定されて、「義務教育の目標」との接続が規定されました。さらに、2017年3月に告示された「幼稚園教育要領」では、〈・・・規範意識の芽生えが培われることを考慮・・・〉〈・・・我が国の伝統的な行事、国歌、わらべ歌・・・に親しんだり・・・〉などと教育内容に具体化するように定めています。2018年4月に告示された「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」にも同様の規定があります。今後、ゆきんこ光陽こども園においても、監査等を通じて「国歌はどのような扱いになっていますか」などという形で指導が行われる可能性もあります。

幼保連携型認定こども園は、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」において、〈義務教育及びその

後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を・・・行う施設（第2条）とされ、〈この法律において「教育」とは、教育基本法第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう（第2条）〉となっています。従って、認定こども園は、学校教育法やその他の関連法を修正することで、学校教育の体系に組み込むことがそれほど困難ではないと思われます。

保育所については、保育内容について徐々に教育基本法や学校教育法の「改正」と同じような流れの中に置こうとする意図が感じられます。

例えば、2017年度に改訂された現行の保育所保育指針には、〈幼児期の終わりまでに育ってほしい姿〉が提示されました。その中に〈4. 道徳性・規範意識の芽生え〉という項目があり、幼稚園教育要領の目標との重なりが見られます。さらに、3歳以上児の保育を3歳未満児の保育と区別して「幼児教育」と呼ぶようにしたことも将来は保育園を学校と同等の施設として義務化する意図があるのではないかと感じさせます。

なお、もともと文字通り「指針」であった「保育所保育指針」が、2008年の改正以降、厚生労働大臣による告示とされるようになりました。これによって、保育所保育指針が行政監査の際の規範として機能する可能性もあります。このことは、もともと教育や学習指導のための「手引き」とされてきた「学習指導要領」が、法的拘束力を持つとされるに至った経緯を想起させます。

ともあれ、今のままでは保育所を「学校」と同等の施設として義務化するのとはなかなか難しく、相当の制度と法体系の変更が必要と思われます。

ただ、幼児教育の義務化は安倍内閣のひそかな重要政策であると思われ、義務化の動き

には敏感であるべきだと考えています。なぜなら、安倍政権のバックグラウンドにある右派政治家・右派団体の考えるような「国柄」を確立するためには、幼児期の教育（刷り込み）が非常に「有効」であろうと思われるからです。現在の安倍内閣の政策でさえもグロテスクさを感じずのに、それが子どもたちに刷り込まれると思うとぞっとします。某幼稚園で「教育勅語の暗誦」「軍歌の合唱」などが行われていたことを思うと、それが全くの非現実的な思い過ごしではないと考えます。

給食材料費の保護者負担の問題

無償化における第2の本質的な問題は、給食材料費の保護者負担、つまり給食材料費の徴収問題です。

この点に関して内閣府HPの解説〈資料1〉には、〈通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります〉とさらりと書いてありますが、実際に徴収額や徴収方法を検討してみると様々な矛盾や問題点が見えてきました。それに加え、実務的なさまざまな問題以上に「実費徴収」という保育園・認定こども園にはふさわしくない制度の端緒にもなりかねないという保育・教育の本質にかかわる問題が見えてきました。

これまで保育園の児童や・認定こども園の1号・2号認定児童については、3歳未満児の給食材料費や3歳以上児の副食費（おかずやおやつ）の材料費は保育委託費（保育単価）の中に含まれていたため徴収することはありませんでした。ただ、3歳以上児の給食材料費のうち「主食費」は保護者から徴収していました。園によっては主食費を徴収せずにご飯を園児に持参させるところもありました。給食は保育と密接な結びつきがあるから、保育委託費（保育単価）に含まれていたのです。給食は、保育の一環であ

り、重要な教育の場でもあったからです。主食費が保護者負担になっていた理由についてはよくわからないのですが、かつての配給制度と関係しているような気がします。

それが、今回の「無償化」で主食費に加えて副食費（おかずやおやつ材料費）も徴収することになったのです。しかも、徴収額については各園の裁量にゆだねられました。これは、どうということかという、「安かろう悪かろうOK」といういい加減さなのです。給食費は安い給食は粗末、給食費は高い給食は豪華…そんな給食の在り方を容認することになります。

7月末に無償化に関する福井市の説明会がありました。それから約1か月の間に各園がどのような金額が適正なのかを検討して徴収額を決めるという慌ただしさでした。

ゆきんこの会では、年間の給食材料費を計算し、1食当たりの平均食材費を計算して月額7,000円の給食費徴収額を決めました。そして、「ゆきんこ共同保育の会（ゆきんこ光陽こども園）」「ゆきんこ森田の会（ゆきんこ森田保育園）」という各園の保護者・職員の共同組織の運営委員会で審議し、その上で各々総会を開いて保護者・職員の皆さんの了解を得ました。職員については「給食費」の値上げになるため、組合での討議もお願いしてその了解も得ました。このような手続きを経て「無償化による給食材料費の徴収」という首をかしげるような事態への対応をしたわけです。

なぜ給食材料費を保護者負担としたのか

では、なぜ給食材料費の徴収を行うことになったのか。

政府内での審議については知る由もありませんが、内閣府のHP（資料1）には〈通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります〉と書いてあります。

しかし〈これまでどおり〉は事実ではありません。

まず、給食材料費のうち徴収していたのは「主食費」のみであって、給食の副食費は「保育委託費」（行政からの給付）の中に含まれていたのです。また、「行事費」については各園の考え方によって園の経費とするか保護者負担とするかはまちまちだったのです。

ゆきんこの会としては「給食」や「行事」は保育の一環であって、できるだけ「保育委託費」つまり保育に必要な経費として国が定める費用（保育単価）に含められるべきものだと考えていました。残念ながら、国が保育に必要だと認める費用（保育単価）には十分計上されていないため全額を園で負担するわけにもいかず、保護者負担にしていた部分もあったのですが、本来ならば全額保育委託費として保育単価の中に含めるべきなのです。

それが、無償化によって逆に「保護者負担」つまり実費徴収を明記されてしまいました。給食材料費に至っては、国が徴収金額の目安（7,500円）まで提示しています。

なお、この給食材料費が保護者徴収とされたことで、様々な問題点が生じ、これも深刻な議論をせざるを得ませんでした。例えば、「休園した場合の給食材料費はどうか」「土曜日には休園の子が多いが給食材料費はどうか」「1,2日ではなくインフルエンザでの休園のように長期化したらどうか」「ゴールデンウィークなどの連休の分はどうか」…などなど。このような議論の行きつく先は「うちの子は体が小さくて食が細いので…」などということになってしまいます。ゆきんこでは、これらについて十分議論したうえで給食費徴収要綱を提案し、総会で保護者・職員の了解を得ました。この検討・審議の中で、実費徴収が保育・幼児教育には全くなじまないことが

明らかになりました。

それをあえて強行するのは、逆に「保育・幼児教育」を「実費徴収に適合するよう変えろ」ということなのでしょう。例えば、日々登園するごとに保育料を積算する、ティッシュからおもちゃまで有料化する、おむつ替え・授乳・検温などの「業務」ごとに料金を設定する・・・その一方で保育委託費は削減していく・・・そんな保育園・こども園の在り方を想定しているのかも知れません。いまのところそのような方向が明確に示されているわけではありませんが、今後注意が必要です。

また、この「給食材料費の徴収」からも、幼児教育の義務化の影が感じられます。小学校では、授業料は無償ですが、「給食費」「行事費」「個人用の教育用品」などは有償です。「給食材料費・行事費その他の保護者負担」は、小学校との接続を考えての方策であり、その先には幼児教育の義務教育化があるという気がします。

2歳児以下が無償にならなかったのはなぜ

今回の無償化において、保育・幼児教育の本質にかかわる第3の問題であり、かつ現場の関係者が最も不思議に感ずるのは、どうして0歳から3歳になるまでのいわゆる3号認定の児童が無償化の対象から外されたのかということです。2015年の「人口減少社会に関する意識調査（厚生労働省）」によれば、〈若者世代が出産・子育てにより前向きになるために必要なこと、大事だと思うことについて質問したところ、「とても必要、大事」が選ばれた割合の高い項目として、「安定した雇用と収入」が72.4%と最も多く、次いで「安心して保育サービスが利用できること」が47.4%、「安心できる出産・小児医療の体制確保」が46.4%となっていた（厚生労働省HPより）とのことです。

これを見れば、子育て支援として最も必要な

ことは経済的負担の軽減であり、次いで保育施設の充実だということになります。そうであれば、両親ともに職業に従事している場合、安心して仕事と子育てを両立させるためには、0歳児から保育をする施設が十分にあり、その経済的負担を軽減するための援助が行われることが重要だということになります。しかも、保育料は、年齢が低いほど高くなるのです。従って、もしも今回の無償化が、子どもを持つ家庭の負担を軽減し、子育て環境を改善しようとするものであるならば、まず0歳児から無償化に取り組まなければならないはずです。

では、なぜ、0歳から3歳までのいわゆる3号認定児童が今回の無償化から外されることになったのでしょうか。

それは、この無償化の政策立案者たちが意識していたのは「幼児教育の無償化」だったからだと思われます。

「子ども・子育て支援新制度」（2015年）以来、幼児期における「教育」は、「保育の中に含まれる教育（養護と一体の教育）」と、「学校で行われる教育」とに分割されてしまいました。

〈資料6〉

子ども・子育て支援法

第七条

2 この法律において「教育」とは、満三歳以上の小学校就学前子どもに対して義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして教育基本法（平成十八年法律第二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。

3 この法律において「保育」とは、児童福祉法第六条の三七項に規定する保育をいう。

児童福祉法

○7・・・保育（養護及び教育（第三十九条の二第一項に規定する満三歳以上の幼児に対する教育を除く。））

第三十九条の二 幼保連携型認定こども園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の幼児に対する教育（教育基本法（平成十八年法律第二十号）第六条第一

項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。・・・
(必要部分のみ抜粋 下線筆者)

そして、無償化を推進する理由とした「重要な幼児教育」は、おそらく「こども子育て支援法」に言う「保育(養護及び教育)」の教育(保育に含まれる教育)ではなく「満3歳からの「学校で行われる教育」という意味での教育でしょう。だからこそ「幼児教育の無償化」は満3歳からの実施となったのです。

0～3歳における教育と3歳以上における教育を分けること、保育園や認定こども園や幼稚園で行われる教育を保育に含まれる教育と学校で行われる教育に分けることについては、現場の感覚からは全く理解できませんが、この議論は別の機会にお願いすることとして、政府が、「幼児教育」を重視している背景について検討したいと思います。

〈資料7〉は、内閣府等が今回の無償化を実施するにあたって配布した説明資料から抜粋したのですが、無償化にあたって重視したのは〈幼児教育の重要性〉であり、〈幼児教育の負担軽減〉であるとされており、幼児教育を重視するためだということで一貫しています。

〈資料7〉
・・・・・・・・
・ 子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速する。幼児教育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り組むもの。
・ 「新しい経済政策パッケージ」(2017年12月8日閣議決定)、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(2018年6月15日閣議決定)において、以下の方針が示され、消費税率引上げ時の2019年10月1日からの実施を目指すこととされている。
・・・・・・・・

(内閣府等の住民・事業者向け説明資料「幼稚園、保育所、認定こども園等の無償化について」より抜粋 下線筆者)

子育てや育児の重要性ではなく「幼児教育の重要性」であり、子育ての負担軽減ではなく「幼児教育の負担軽減」なのです。

ここには、「幼児教育」を子育てや保育とは一線を画すものとするという明確な意思を感じます。この説明資料にもある通り、無償化が急速に進んだのは、2017年の12月8日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」(資料8)によるのですが、そこには「幼児教育」を重視する理由が明確に示されています。

〈資料8〉
第1章 はじめに
・・・・この経済の成長軌道を確認なものとし、持続的な経済成長を成し遂げるための鍵は、少子高齢化への対応である。
少子高齢化という最大の壁に立ち向うため、生産性革命と人づくり革命を車の両輪として、2020年に向けて取り組んでいく。世界に胎動する「生産性革命」を牽引し、これを世界に先駆けて・・・・
・・・・実現に取り組む。・・・・
第2章 人づくり革命
・・・・こうした人生100年時代に、高齢者から若者まで、全ての国民に活躍の場があり、全ての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくるためには、幼児教育から小・中・高等学校教育、高等教育、更には社会人の学び直しに至るまで、生涯を通じて切れ目なく、質の高い教育を用意し、いつでも有用なスキルを身につけられる学び直しの場が、安定的な財源の下で提供される必要があるほか、高齢者向けの給付が中心となっている我が国の社会保障制度を、子供・若者から高齢者まで誰もが安心できる「全世代型の社会保障」へ大きく転換していく必要がある。
その重要な鍵を握るのが「人づくり革命」、人材への投資である。・・・・
1. 幼児教育の無償化
(幼児教育・保育の役割)
・・・・(少子化対策として子育て・教育の負

担軽減が必要との主張 筆者)

また、幼児期は、能力開発、身体育成、人格の形成、情操と道徳心の涵養にとって極めて大切な時期であり、この時期における家族・保護者の果たす第一義的な役割とともに、幼児教育・保育の役割は重要である。幼児教育・保育は、知識、IQなどの認知能力だけではなく、根気強さ、注意深さ、意欲などの非認知能力の育成においても重要な役割を果たしている。加えて、人工知能などの技術革新が進み、新しい産業や雇いが生まれ、社会においてコミュニケーション能力や問題解決能力の重要性が高まっている中、こうした能力を身につけるためにも、幼児期の教育が特に重要であり、幼児教育・保育の質の向上も不可欠である。

.

(「新しい経済政策パッケージ」(2017年12月8日閣議決定)より抜粋 下線筆者)

ここにある考え方を要約すれば「持続的な経済成長を成し遂げるためには生産性革命と人づくり革命が必要である。そのためには教育が重要な役割を果たすのであり、これからは若い世代に投資をするのだ。幼児期は、能力開発、身体育成、人格の形成、情操と道徳心の涵養にとって極めて大切な時期だ。知的能力を高めるためにも、精神的な力をつけるためにも、コミュニケーション力や創造性を高めるためにも幼児期の教育が特に重要である。」という主張です。ここには、国民を「人材」「人的資源」と見る安倍内閣の姿勢が如実に表れているのです。いわば「新自由主義的教育観」とでもいうのでしょうか。

私たちは、子育てや、保育や、幼児教育の目的は「人を育てること」だと考えています。どのような思想信条を持つのか、どのような能力を備えるのか、どのような個性を持つのか、どのような職業に就くのかそれはそれぞれの人が選択していくことですが、その選択が自由にできる人格をつくっていくのが、子育てであり、保育であり、幼児教育だと思のです。

しかし、政府の政策の中では、育てるのは人

的資源として経済発展に寄与する「人材」のようです。そのためには、教育を「学校で行われる教育」に限定して、人材育成のプログラムを効果的・効率的に実行できるようにする必要があると考えているのでしょう。

保育・幼児教育とは何かを再確認したい

これまで見てきたように、本年10月1日に導入された「幼児教育・保育の無償化」は、保育・幼児教育の本質にかかわる自民党政権の政治的意図を含むものです。しかし、保育・幼児教育の在りかたを本質的なところから変える制度の転換は、これまでも何度もありました。その中で、ゆきんこの会にとって大きな転換点になったのが、2000年3月30日に、厚生省の通知〈「保育所の設置認可等について」(児発第295号)〉によって保育所の設置主体制限が撤廃され、株式会社、NPO、学校法人など社会福祉法人以外の者が認可保育所を設置することが可能となったことです。当時のゆきんこの会理事会は、それ以前からあった保育の在り方を変えようとする動きに加えて、いよいよ保育が「サービス産業化させられていく」との危機感を覚え、ゆきんこの経営と保育の在り方を再検討するとともに経営・運営基盤の強化を図ることにしました。その時に立ち上げられたのが「経営構想調査検討委員会(経構調)」(2003年～)です。その後、ゆきんこの経営と保育の在り方の検討は「10Kプラン委員会」(2011年～)に引き継がれたのですが、これらの経営と保育の在り方に関する検討は、保育や幼児教育を大きく変化させようとする流れの中で、ゆきんこの会が大きくは道を誤らずに一歩ずつ前進するための指針となりました。

今、保育・幼児教育は、無償化とその背景にある保育・幼児教育を国家の政策に従属させようという大きな流れの中にあります。おそら

く自民党政権と自民党政権の意を汲んで政策を立案推進している政権スタッフ（官僚）のコンセプトは今後も変わることなく継続していくことでしょう。保育・幼児教育を含む「教育」を人的資源の開発と民族自尊主義国家確立のための手段と考え、経済発展を維持するための教育改革と教育の国家統制を進めていくと思います。保育・幼児教育分野では、保育と教育の分離をさらに進め、幼児教育の義務化を進めていこうとしていくのではないかと思います。

その中で、ゆきんこの会が道を見失わずに保育・教育に取り組むためには、保育・幼児教育

についての揺らぐことのない原理を身に着けておく必要があります。

ゆきんこの会では、政治的・社会的動きを冷静に分析するとともに、これまで以上に保育とは何か、教育とは何かという本質的な問題を丁寧な考え、その上で経営基盤の強化を図るためには何をなすべきかを検討する「第2次経営構想調査検討委員会」を立ち上げました。検討はようやく始まったばかりですが、本当の意味での保育・幼児教育を行う社会福祉法人として存続し続けられるよう進路を定めていきたいと考えています。(2019/10/30)

＝新刊紹介＝

稲木信夫著 『稲木信夫詩集』

新・日本現代詩文庫 143 (土曜美術社出版販売 2019年)

定価 1400円＋税

目次

詩篇

詩集『きょうのたたかいが』(1966年) 全篇

詩集『碑は雨にぬれ』(1991年) 全篇

詩集『溶けていく闇』(2014年) 全篇

エッセイ

続続すこ記 重治と共に

生涯をかけた心の表白

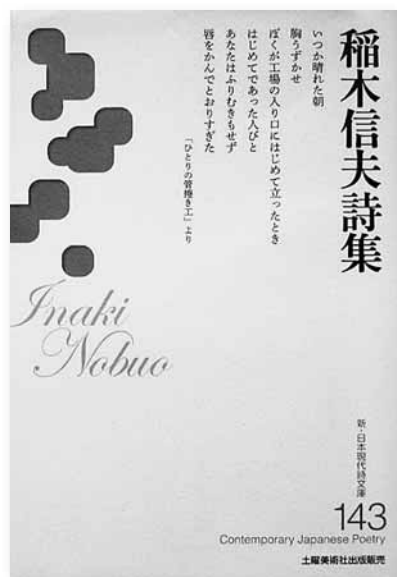
解説

広部英一 歌ごころの豊かな魅力

岡崎 純 現実直視の誠実な詩精神

年譜

稲木信夫年譜



福井医療大学における養護教諭養成の取組み

森 透 (福井医療大学)

はじめに

筆者は4年前の2015年度に福井大学を定年退職し、偶然にも2016年4月から当時の福井医療短期大学にお世話になることとなった。その理由は、1年後に創設される4年制の福井医療大学において養護教諭(保健室の先生)の養成を行い養護教諭一種免許状を出すためであった。1年間の準備期間を経て文部科学省の認可を得て、2017年4月から看護学科に入学する学生の中で養護教諭免許を希望する学生に養護教諭関係の教職科目を担当することとなった。現実的に考えると、4年間の看護師養成だけでも過密なカリキュラムや臨地実習が膨大であり学生は大変な状況であり、さらに看護師に加えて養護教諭の免許状を取得することはかなりの負担を伴う。2017年に入学した74名の看護学科学生のうち、35名の養護教諭希望者があったが、2019年度は3年生となり希望者は16名に減少した。男子学生も1年次には受講していたが現在は女子学生だけである。それだけ看護師の養成は非常に大変であると筆者も認識している。学生には無理をせずに可能な範囲で養護教諭の受講をするように指導している。

さて、筆者は今までに以下の論文を発表してきている。

- ① 「学校拠点方式による養護教諭の実践的力量形成の研究—福井医療大学における養護教諭養成の取組み—」(福井大学教職大学院紀要『教師教育研究』第10号, 2017年6月)
- ② 「福井医療大学における養護教諭養成の取組み(その2)」(福井大学教職大学院紀要『教師教育研究』第11号, 2018年6月)
- ③ 「教育学と看護学の質保証をめぐる議論とその課題」(福井大学教職大学院紀要『教師教育研究』第12号, 2019年6月)

論文①は初めての看護学科1年生の中で養護教諭希望学生35名を対象とした前期授業「教育原理」(2単位)の授業実践報告である。本稿では主にこの実践報告を紹介しつつ、養護教諭の養成について論じていきたい。

1 2017年度看護学科入学生と養護教諭養成

本学の看護学科定員は60名であるが、2016年度に実施した入学試験では4年制になることもあり倍率が例年よりも高くなり定員よりも多めに合格者を出した。しかし現実には合格者が例年よりも他大学に入学しなかった事情もあって最終的に看護学科入学者は74名となった。養護教諭養成のオリエンテーションは4月初めに看護学科長、この4月に着任した2名の退職した養護教諭、及び私の4名で実施した。最終的に養護教諭を希望する学生は35名となったが、看護師になるためのカリキュラムも非常に過密で厳しいにも関わらず35名もの1年生が養護教諭受講希望を持ったことについては学生の強い意欲を感じた。4月当初、看護学科1年生全員へアンケートを行ったが、結果は以下の通りである。

〈福井医療大学看護学科1年生・養護教諭アンケート〉

平成29年4月5日(水)
森山・森・南・五十嵐

氏名() 出身県()
出身高校()

- 1 あなたは今までの学校生活で、養護教諭(保健室の先生)にお世話になったことがありますか。今までの思い出の中で、保健室との関わりがあったら、何でも自由に書いてください。
- 2 あなたは4年間で養護教諭の免許を取得したいと考えていますか。○を付けてください。
 - ① 是非取得したい。
 - ② 看護師の資格取得も大変なので今は迷っている。
 - ③ 看護師の資格だけでよい。
 - ④ 今の段階ではわからない。
- 3 本日の説明を聞いて、養護教諭について分かりましたか。何か質問や聞きたいことがあれば何でも自由に書いてください。

このアンケートの結果としては、1番の項目〈あなたは今までの学校生活で、養護教諭(保健室の先生)にお世話になったことがありますか。今までの思い出の中で、保健室との関わりがあったら、何でも自由に書いてください。〉に関しては記入していなかった学生は8名だけで、残りの65名(1名欠席)は養護教諭との関係をなんらかの形で表現していた。いくつかの学生の記述を紹介したい。

- * 学校生活での悩みを相談したときに、親身になって考えてくださった(女子)。
- * 体調を崩すことがたびたびあったので、保健室でよく休ませてもらうことがあり、大変お世話になった(女子)。
- * いつもやさしく対応してくれた(女子)。
- * 部活時、体育時でのケガなどのケア(男子)。
- * 高3のとき、精神的につらいときに、保健室で休ませてくれたり、先生が話をきいてきて、なぐさめてくれた。受験のときもたくさんアドバイスをしてもらった(女子)。
- * 小・中・高とお世話になりました。小学校では熱がでて保健室へ、中学校では体育、部活でのけが(ねんざつき指導)で保健室・病院へ。高校では中学校同様。その他栄養指導・予防等色々お話を聞く事がありました。
- * 中学生の時、体育で熱中症になりました。保健室に運ばれ適切な対応で、先生が対応してくれました。その時、私はとてもすごいなと関心しました(女子)。
- * 福井医療大学の推薦の面接練習を付き合ってもらった(女子)。
- * 小・中でうまくいかなかったとき、いろいろ相談にのってもらった。とてもいごごちがいいところだった。看護の大学を相談した(女子)。
- * 私が保健室の先生になりたいと思ったのは小学生の時です。私は小学生のとき、太っていたため、クラスの子にデブなどから買われ、自分でもどんどん、自分の悪い所しか見えなくなっていました。そんな時、保健室の先生が「あなたの笑顔はすてきね。」とってくれて、とても勇気をも

らうことができたからです (女子).

- * 友人が困っていたりした時に、友人と二人でグチを聞いてもらった。授業を辛かったときにブルしようとしたとき、引きずって教室まで連れていかれた (女子).
- * 嫌なことがあった時、体調不良等 (男子).
- * 鼻血を出して不安になっていたときに、養護教諭の方が背中をさすってくれて、とても安心した。私も人を安心させることができる仕事をしたいと思った (女子).
- * 私が中学生のとき、友人や担任のことが信用できず、クラスに居場所がなかった時、保健室に行き、養護教諭に話をきいてもらいました。このことをきっかけに毎日のように保健室に行くようになりました。だから、私も子どもが気軽に行ける、温かい保健室をつくりたいと強く願っています (女子)。*私がつらいことで泣いている時に、なぐさめてくれてとてもうれしかったし、助かりました (女子).
- * 修学旅行の時に、熱が出てしまった私に朝までずっとついていてくれました。とても安心できました (女子).
- * 受験期に面接練習して下さったり専門的な知識を教えてくださいました (女子).
- * 学校にストレスを感じて帰宅したかった日、相談に乗ってもらった (男子).
- * 小学校五年生のときにいじめられていたので、保健室で話し合いをした (男子).
- * 暇なとき友達と保健室に入って、よく先生と話をした。居心地がよかった (女子).
- * 友人関係で悩んだときに、違う考え方を教えてくれた。いつでも迎え入れてくれた (女子).
- * 高校では、私が人間関係や自分の性格について悩んだときに相談に乗って下さって、ありがたかったです。保健室の先生はいつも優しく接してくれて、保健室に行きやすかったです (女子).

2番の項目〈あなたは4年間で養護教諭の免許を取得したいと考えていますか。○を付けてください。〉に関しては、①是非取得したい (23名)、②看護師の資格取得も大変なので今は迷っている (29名)、③看護師の資格だけでよい (17名)、④今の段階ではわからない (5名)であった。オリエンテーションを行った私たちは、迷っているならば是非受講して欲しいこと、学年途中からは教職課程の受講は難しいことを伝えた。結果的に、養護教諭の受講希望者は35名となり男子学生は1名だけ含まれていた。

2 前期「教育原理」の授業展開

第1回目の授業で配布した資料は以下の通りである。この授業にはこの4月に本学に着任した2名の養護教諭も参加し学生へのサポートを行なった。

福井医療大学養護教諭「教育原理」第1回 (森)

2017年4月10日

「教育原理」とは教育の原理や基本を学ぶ授業です。教育の原理や基本については「教育学」という学問分野があります。では、「教育学」とは何を目指す学問でしょうか。「教育原理」のシラバスの「授業の概要」には以下のように書きました。

「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想について学ぶとともに、現代の学校が抱える諸問題、たとえば、

いじめ・不登校・高校中退・教師の体罰・校則と管理・保護者の対応などの諸問題について、具体的な事例を通して学び、これからの教育のあり方について考える。」

私は、「教育学」というものは、現実の「教育現象」を取り上げ、そこにおける子どもや教師、保護者の様々な思いや要求を実現するのが「教育学」の役割ではないかと考えています。特に保健室の存在は非常に大事で、養護教諭が子どもたちの身体的・精神的なケアをしています。子どもたちの「居場所」としての保健室の存在意義を一緒に考えていきましょう。

今日の教育をめぐる問題や課題は非常に多いのですが、その中で、いくつか重要なテーマ（まずは「いじめ」）を取り上げて考えていきます。「いじめ」は皆さんが経験したことのある方も多いことでしょう。思い出したくない方もいるかもしれませんが、しかし、なぜいじめがあるのか、なぜいじめっ子といじめられっ子がいるのか、教師は何をしているのか、親は・・・これらの諸問題をネットや本で調査探求しながら考え、どうしたら「いじめ」のない社会にできるのかを考えましょう。これからは皆さんが受身で授業を受けるのではなく主体的に学んでほしいと願っています。

- 〈今後の予定〉
- 第1回 4月10日 NHKビデオ①「子どもたちのSOS」(1995年10月1日放映)
 - 第2回 4月17日 NHKビデオ②「教師、今なにができるのか」(1995年10月8日放映)
 - 第3回 4月24日 グループ学習①—グループテーマの決定—〈情報ルームで学習〉
 - 第4回 5月1日 グループ学習②
 - 第5回 5月8日 グループ学習③
 - 第6回 5月15日 グループ学習④
 - 第7回 5月22日 発表会
 - 第8回 5月29日 教育とケアを考える①
 - 第9回 6月5日 教育とケアを考える②
 - 第10回 6月12日 教育とケアを考える③
 - 第11回 6月19日 学校の役割を考える①
 - 第12回 6月26日 学校の役割を考える②
 - 第13回 7月3日 学校の役割を考える③
 - 第14回 7月10日 学校の役割を考える④
 - 第15回 7月24日 全体のまとめ

- 〈評価〉
- ①授業への参加態度、グループ学習への参加態度等
 - ②レポートの提出状況
 - ③班レポートの提出状況
 - ④個人最終課題レポートの提出状況

- 〈本日の参考資料〉
- ①「福井新聞」1994年12月3日、12月16日付
 - ②「いじめ」の関係資料

- 〈テキスト〉
- ①今井康雄編『教育思想史』有斐閣、2009年
 - ②木村元編著『系統看護学講座 教育学』医学書院、2016年第7版第2刷

- 〈参考文献〉
- ①秋田喜代美・佐藤学『新しい時代の教職入門』有斐閣、2006年
 - ②佐藤学『専門家として教師を育てる—教師教育改革のグランドデザイン—』岩波書店、2015年

第1回目にNHKビデオを視聴したあとに1年生35名全員に感想を書いてもらったが、学生たちの養護教諭への熱い思いが書かれていた。第1回(4月10日)のNHKビデオ①「子どもたちのSOS」(1995年10月1日放映)は、20年以上前の1994年に「いじめ」自殺した愛知県の中学2年生大河内清輝くんを追った特集であるが、清輝くんのご両親が全国の子どもたちに「いじめ」で悩んでいるならば手紙をほしいと呼びかけ、約1000通の手紙が届いたことでNHKが特集企画したものである。

このビデオを視聴したあとの学生の感想は、ほとんどの学生がA4サイズの感想用紙の表裏両面にびっしりと熱い思いを表現していた。その中では、自分の個人的な「いじめ」経験や、将来の養護教諭としてのあり方が書かれていた。その中から養護教諭に触れている記述を以下に紹介したい。

- * 私は養護教諭を目指しているので、教室でいじめられた子などに親身になってかわかり、ちょっとしたでも助けになったり、心が軽くなったらいいなと考えています。
- * 担任がいじめを理解してくれないなら、養護教諭が相談にのるべきです。私は中学生の頃、クラスに居場所がなくなった時、保健室に行き養護教諭に話を聞いてもらいました。そのことで心がすっきりしました。だから私も、養護教諭として子どもを助けたいです。親にも担任にも話せないなら、養護教諭に話してもらえるように努めることが、私がしたいことです。
- * 養護教諭という保健室の先生は、学生時代の私にとっていつも味方でいてくれる、家族でも担任(指導してくれる人)でもない人で、その人がいる保健室は心の寄りどころの一つでした。・・・学校という社会の中でも特に閉ざされた空間で、また人間が完璧に成形されていない(大人もそうですが)子どもたちに、養護教諭としてどうふるまうことができるのか、真剣に考えていきたいです。
- * 心のはけ口になる事で、その子の心が少しでも軽くなるのではないかと考えます。私はこのビデオを見て、苦しんでいる子の力になれる保健の先生になりたいと深く思いました。
- * 私が養護教諭の免許を取ろうと思ったきっかけは、いじめを少しでもなくしたいと思っていたからです。・・・養護教諭もちゃんとした相談相手になれるような人を育成していくべきではないのかなと思いました。私がもし養護教諭になったら、いじめでこまっている人によりそい、相談にのり、いじめを受けている人が自分の居場所ができたと思ってもらえるような人になりたいです。
- * 私はいつか養護教諭として学校に勤務したいと考えています。そこでは生徒一人一人の相談に乗り、いじめを受けている子供を見つけたら、その子の心に寄り添い、保健室がいやしの空間になれるようにしたいです。
- * 私は中学・高校といじめられている、と言われているような子から相談を受けることが多くあった。どの例も本日見たものに比べ度合いが軽かったにしろ、彼女達が心に負った傷はどれも深いものであったはずだから、私自身が彼女達がしてもらいたかった、そして私がすべきである対応が本当に出来ていたのかと考えるととても不安で、私の一発言で彼女らがより苦しむことにならなかったのかと、とても当時に戻ってやり直したい気持ちになった。・・・今日のビデオで残酷ないじめの数々について見てきたが、これからの授業で養護教諭はどのように手を差し伸べ、解決に導くのか模索していきたいと思う。

- * 私は看護学生として、人として、このようなつらさをもった人たちの力になりたいと心から思いました。今年から養護教諭免許が取得でき、保健室の先生になることも可能です。もし、保健室の先生になるような機会を得たとき、私はこのようなつらさをもった子がいるかもしれないということを念頭に置き、接していきたいです。心のケアを行なえる人となるために、普段から人の気持ちにいち早く気づき、周りを見て行動したいと思います。この人なら安心して話せるや心を許してもらえるような存在となれるようにがんばりたいです。
- * もし私が養護教諭となって学校に務め出したら、カウンセリングルームに本や雑誌を置くことで落ちついていて、足を運びやすい空間を作りたいと思う。そして時間帯によりカウンセリングをする人限定で教室を開放することで、学校であったつらさを学校で癒したい。
- * 看護師・養護教諭を目指す私にとって、これから心に傷をおった子供たちにたくさん接すると思います。そんな時には子供たちと1対1でしっかり心から向き合い、寄り添って、その子供の心の寄り所となるような存在になりたいと思いました。

以上が学生たちの特に養護教諭に触れている感想である。その後の授業展開では、各班で「いじめ」について情報ルームでネット検索して班のテーマを深めた。班テーマは以下の通りである。

- 1班 いじめっ子の共通点、いじめられっ子の共通点と解決策
- 2班 自殺を防ぐには
- 3班 ①いじめが少しでもなくなる方法、②自殺をなくすには
- 4班 いじめる子の気持ち
- 5班 加害者と被害者の心理、それを踏まえた先生の対応
- 6班 なぜ小・中でいじめが多いのか(小学校・中学校のイジメの特徴)
- 7班 被害例、生徒側、加害者(傍観者含む)
- 8班 いじめ被害者と親
- 9班 いじめからの脱出方法(成功例、失敗例)～いじめる側になる過程～
- 10班 イジメの起源、いじめられてしまう子の親の特徴、子どもの出すSOSサイン

前期の授業を通じて「いじめ」問題を深めることと同時に、1年生としてレポートを作成する意義や方法を身につけてほしいこと、更には養護教諭にとっての「いじめ」問題と子どもたちへのケアの在り方などを学び取ってほしいと考えて授業実践を行った。以下の授業展開については、前述した論文②を参照願いたい。

おわりに

2019年度の現在、2017年度に入学した1期生は3年生となった。「はじめに」でも書いたが、当初35名いた受講者が16名に減少したが、学生は悩みながらも受講を続けるのかどうかを自主的に選択した結果だと考えている。彼らは来年度には4年生となり7月には教員採用試験もあり、今後できるだけサポートを行いたいと考えている。本稿では、1期生の入学当時の養護教諭への熱い思いを紹介し、本学での養護教諭養成の一端を紹介させていただいた。筆者は、1年生の前期「教育原理」と後期「教職概論」を担当しており、ほかのスタッフとしては2名の元養護教諭と心理学の教員がお

り、4名のスタッフで養護教諭の養成を行っている。今後、様々な厳しい現実が考えられるが、看護師の資格を持った養護教諭を一人でも輩出させたいと願っている。教育学部に置かれている養護教諭養成課程では看護師資格は取得できないので、本学のように看護学科において看護師資格をベースにした養護教諭養成は非常に重要な存在であると考えている。しかしながら、前述したように学生にとっては非常に厳しい現実があるのであり、筆者も含めて本学の養護教諭養成担当のスタッフは協働して、今後ますます学生たちのサポートにあたりたいと考えている。

<参考文献>

- エティエンヌ・ウエンガーほか（野村恭彦監修，2002）『コミュニティ・オブ・プラクティス』翔泳社
- 秋田喜代美・佐藤学編著（2006）『新しい時代の教職入門（改訂版）』有斐閣
- ドナルド・A・ショーン・（柳沢昌一・三輪健二監訳，2007）『省察的实践とは何かープロフェッショナルの行為
と思考ー』鳳書房
- 福井大学大学院教育学研究科学校改革実践研究コース編（2007）『看護専門職の実践力を育てる実習過程の事例
研究』
- 今井康雄編（2009）『教育思想史』有斐閣
- 川嶋みどり（2012）『看護の力』岩波新書
- すぎむら なおみ（2014）『養護教諭の社会学ー学校文化・ジェンダー・同化』名古屋大学出版会
- 佐藤学（2015）『専門家として教師を育てるー教師教育改革のグランドデザイナー』岩波書店
- 木村元編著（2016）『系統看護学講座 教育学』医学書院（第7版第2刷）
- 西村ユミ（2016）『看護実践の語りー言葉にならない営みを言葉にする』新曜社

(2019年10月19日)

大野市の小中学校再編について

長谷川 浩 昭 (大野の未来を考える会・高校教員)

1. 再編計画(素案)のとんでもない変更

大野市で、学校再編計画が持ち上がりました。市の再編審議会が諮問を受けてつくった「再編計画(素案)」は、2015年2月に策定されました。その内容は、小学校について第1次再編として2020年度までに6校を3校に中部縦貫道開通時(現在整備中で2022年開通予定)の翌年に2校を1校に、第2次再編として2029年度までに10校を2校に、中学校について2018年度までに5校を2校にするというものでした。しかもその大前提となるのは「時間をかけて地域協議をすすめ、住民の合意ができた地域から」という条件付きでした。

ところが、1年半後の2016年8月にとんでもない再編計画(案)が唐突に提示されました。その内容は小学校については、素案より3年前倒しで2026年4月に10校を2校に再編し新築に、中学校に至っては2023年に遅らせたものの5校を2校にしていた「素案」を一方向的に翻して、一気に1校にして新築するというものです。これは再編審議会の「再編計画(素案)答申」を意図的にねじ曲げて、何の審議も合意もなく大野市教育委員会が強引に押しつけた点、またそれを強行するためまともな民主的手続きをしないでの再編推進協議会を設置しようとした点で、二重にひどいものです。

「大野の未来を考える会」は、このような計画が進む中、大野の子どもたちに良い教育環境を整え魅力的な学校や地域づくりを目指すために、みんなで考えていこうと「再編計画(案)」発表と同時期に第1回「学校再編と大野の未来を考える市民集会」を開催し活動を始めました。

2. 保護者・市民から疑問・異論・反対意見が噴出(各地区説明会、パブコメ)

このような再編計画(案)提示に対しては当然、各地区説明会(市教育委員会主催)のほとんどの会場で保護者・市民からは勿論(場面によっては中学生や高校生からも)疑問・異論・反対意見が噴出し、激しいやりとりも飛び交いました。市教委の説明会の内容が納得できるものでないと言うことを裏付けるデータとして、大野市小中学校PTA連合会が全保護者・教職員に賛否を問うアンケートを説明会前後で集約した結果があります。小学校で反対が38.7%から48.3%に増加、一方、賛成は10.0%から9.1%に減少しました。中学校ではさらに反対45.5%から56.5%と大きく増加し、賛成が9.6%から8.2%に減少しました。つまり、市教委が説明すればするほど、「反対」が増え、「どちらとも言えない」「賛成」も減っていったのです。

また、小中学校再編に関するパブリックコメント募集では、異例の265件(58名・2団体)もの提出がありました。しかし、市教委の回答の内容は、①再編理由については「適正規模にするため」の点張り、②通学方法については「これから検討していく」という極めて無責任なもので、③財政的な理由については「すべて建替よりも統廃合で新築すると財政負担が半分で済む」という経済効率最優先という考えであり、保護者や市民の声を一切反映させようとしぬい姿勢が浮き彫りになりました。

3. 再編計画(案)に対する取り組み

こうした一方的な再編計画(案)に対して私たち「大野の未来を考える会」では大野市長に対して再編計画の見直しを求める陳情署名に取り組みました。わずか3週間しか活動期間がなく、大野市在住の有権者(約28,000人)署名にこだわったため、目標は1,000筆としました。陳情項目は、計画(案)を白紙に戻す、校区に検討会を設ける、話し合いを尊重するというシンプルなものでした。署名については当会に賛同してくださる協力が口コミで増え、目標を大きく上回る3,062筆を集約し議会前の11月に提出することができました。このことは、マスコミ各社に大きく取り上げてもらうことができました。しかし、市長は提出にも回答についても一切私たちと会おうとはせず、議会終了後に代表宛に回答書を郵送してくるだけでした。その内容も「教育委員会の判断を尊重」というだけのものでした。

また、12月市議会に対して賛成と反対の立場から双方の地域の陳情が提出されました。まず、和泉地区の自治会などの陳情と同地区保護者会などの陳情2件は、いずれも再編反対の立場から白紙撤回を求めました。この地区はもともと和泉村から大野市への「平成の大合併」の条件として、学校は存続させるという協定書まで取り交わしていました。それにもかかわらず、和泉地区の小中学校を「中部縦貫道路が開通したらスクールバスで1時間あれば通える」という理由で存続をしないとしたことに対して、地区上げての怒りがわき起ったことは当然の動きであると言えます。この2つの陳情は、議会の審議では両方ともに「継続審査」とされました。理由は、「陳情署名に対する市長の回答がまだされていないから」ということでした。

一方、市長のお膝元である阪谷地区区長会からは賛成の立場から再編推進の陳情が提出されました。ただし、住民の多くはこうした陳情が出されることに合意もしていなければ知らされてもいませんでした。議会では「官製陳情ではないか」という追及もありましたが、こちらの推進陳情の議会審議では残念ながら「可決」され「継続審査」とはなりません。その結果、議会では再編推進の意思表示が押し通された形となったのです。

4. 「再編計画(案)」決定の強行と反対の声の高まり

年明けの2017年1月19日に大野市教育委員会で再編計画(案)が審議された結果、残念ながら学校数も設置時期も一切変更無しで保護者・市民の反対を押し切って正式決定が強行されてしまいました。その日の直前に行われた総合教育会議に出席していた市長のコメントでは、「再編を早くすればするほど有利な(公共事業向けの)補助金(地方債)が(国から)もらえる」と、安心してか本音を吐露しました。

私たち「大野の未来を考える会」ではこんな納得のいかない、多くの保護者・市民の理解も合意もないまま再編計画の決定が強行されたことに対して、反対の意思を示す市民集会を2月に開くことを決めました。この第3回市民集会「大野みらいフォーラム」ではパネラーとして和泉地区代表が地域の死活問題であることを、小中学生の保護者からは地域の学校を存続してほしいことを、退職教職員からは小規模校のメリットを、それぞれ切実に訴えました。また、地域の市民劇団によるオリジナル創作劇「もし学校がなくなったら」の友情上演も行われ、これまでにない250名の参加者による熱気と意気込みを誓い合うものとなり、マスコミでも大きく取り上げられ、市民の中にあつた「もう決まってしまったのか」などのあきらめ感を払拭することとなったのです。

5. 3月市議会で画期的な逆転劇が起こる

この市民集会「大野みらいフォーラム」の大成功を背景に3月市議会に向け、決してあきらめない父母（PTA有志）・各地域・市民、教員（OB）・議員の取り組みが勢いをつけてきました。

まず、継続審査中の和泉地区からの陳情2件については、コミュニティの崩壊という点で引き続き審議されたのを始め、新たに請願2件と陳情5件に合計7件を提出することができました。継続と新規をあわせると合計9件もの陳情・請願が関係各方面から市議会に集中した状況を作り出すことができたのです。新規に提出されたのは、小規模校を中心とする3つの地区の保護者（PTA）の有志から3件、市民グループとして市中心地の学習塾などの方たちがつくる「学校再編を考える会」、同じく中心地の市民がつくる「市政に声を届ける会」の2団体から2件、退職教職員有志から1件、推進陳情提出地区の地区住民（民生委員）からも、地域福祉衰退の問題につながるとの観点から見直し陳情1件が出されました。その結果、市内の小学校十校区のうち八校区から出されたことになり、そのうちの2件の請願については地元選出の市議会議員が紹介議員となることができました。陳情についても地元選出の市議会議員に要請に伺い、一人ひとりの議員と顔をつきあわせて議会討論での論戦や採択賛成をお願いすることで一定の感触を得ることができました。そのなかで、一部の議員からは「再編推進関連予算を全額減額」の修正案を提出するという動きも作り出すことができました。

では、これらの審議結果はどうなったのでしょうか。まず、総務文教委員会では新たに提出された7件の請願・陳情は、すべて不採択とされました。ただし、前回（12月）市議会で継続審査とされた2件の陳情は、そのまま継続審査となりました。また、議員提案された「再編推進関連予算減額修正案」も否決されました。こうした総務文教委員会の審議結果が、本会議に報告提案されることになったのです。ここまでは、市長や教育委員会の思惑通りと言えます。

しかし、本会議では陳情請願を提出した関係者はもちろん、多くの保護者市民が傍聴席を埋め尽くす中、議会最終日の最終本会議で画期的な大逆転劇が起こったのです。まず、継続審査も含めた請願・陳情の合計9件がすべて採択されました。また、「再編推進関連予算128万円減額修正案」も、一転して可決されました。すべてがわずか一票差という緊迫した大僅差の薄氷を踏む接戦でしたが、見事に諦めず最終局面での大逆転勝利を呼び込んだと言えます。こうした議員一人ひとりの良識を示すドキュメントとして採択賛成を論じて、予算減額を主張してなんと8議員もが入れ替わり立ち替わり討論に立ったことを、特記しておきたいと思います。議会としての民主主義が問われた場面となりました。

では、こうした議事を終えた大野市長のコメントはこれまで「民意は議会である」と豪語してきたにもかかわらず、それも無視してあくまでも「理解を得られるよう努力する」「計画は最善最良のもの」とし、つまり現再編計画を見直すつもりはないことを明言したのです。

6. その後の取り組み

一方、大野市長選挙（2018年6月）では、学校再編計画白紙撤回を公約に掲げた市長候補は残念ながら当選できませんでしたが、前市長から後継指名された新市長も「見直し」を明言せざるを得なくなる状況を作り出しました。就任後は教育長も新しく任命され再検討を進めることになりました。大野市教委の「学校再編計画の見直し」検討は、2019年5月の「キックオフ」シンポジウムをスタートに各地区でタウンミーティングが始まっています。

＝原子力発電 小特集＝

若狭の原発と大山（鳥取）火山噴火について

日本科学者会議福井支部 7月研究例会 2019年7月31日

山本雅彦

1. はじめに

原子炉等規制法は、火山の影響など「想定される自然現象が発生」しても「安全機能を損なわない」⁽¹⁾ことを要求している。この「火山の影響」を「想定される自然現象」の判断基準として、原子力規制委員会（以下、規制委）は、「原子力発電所の火山影響評価ガイド」⁽²⁾（以下、「火山ガイド」）を定めている。規制委の適合性審査では、いかなる「火山の影響」を「想定される自然現象」と判断するかについては、「火山ガイド」以外に具体的審査基準と言えるものはないため、この「火山ガイド」は、適合性審査での審査官及び、裁判所・裁判官の判断の基準と言える。

広島高等裁判所（野々上友之裁判長 2017年12月13日）は、規制委の火山評価が不合理で、四国電力の火山噴火時の火砕流到達の判断が過小評価だとし、伊方原発3号機の運転停止を命じた。その後、同異議審（三木昌之裁判長 2018年9月25日）でこの決定は取り消された。野々上裁判長は、「火山ガイド」は相当程度の正確さで噴火の時期、規模の予測が可能であることを前提にする点で不合理であると認定しています。しかし三木裁判長は、破局的噴火に対する法律やインフラの整備等がなされていないことなどから、破局的噴火の可能性が抽象的可能性にとどまる限りその噴火を容認する「社会通念」⁽³⁾が存在し、これを覆すには原発の運用期間中に噴火が発生する可能性を相応の根拠をもって示さない限り立地不適とはならないと判示した。これは、住民に対して予測不可能な破局的噴火について、その噴火の可能性を相応の根拠を持って示すことを求めたもので、無理難題を強いたものである。

関西電力（以下、関電）は、新規制基準の火山影響評価に関わる経緯の中で、影響評価が必要な鳥取県の「大山」が噴火した場合のシミュレーションを基に想定すべき降灰層の厚さについて、当初発電所内で10cmとして規制委に報告し承認を得ていた。ところが、その後、大山からの距離が関電原発と同程度の京都市（3項の図）で、約8万年前の地層に約30cmの火山層があるとする論文が発表されたため、過去の噴火が想定より大規模だったことが明らかになった。これを受けて2017年12月、規制委は関電に噴火の影響の再評価を指示。関電は規制委と密室での面談などを重ね本年3月29日、噴出規模を $1.8 \text{ g/m}^3 \sim 11.0 \text{ g/m}^3$ で、最大規模の 11.0 g/m^3 を踏まえた降灰予測を美浜原発で13.5cm、大飯原発で19.3cm、高浜原発で21.9cmに改めた。

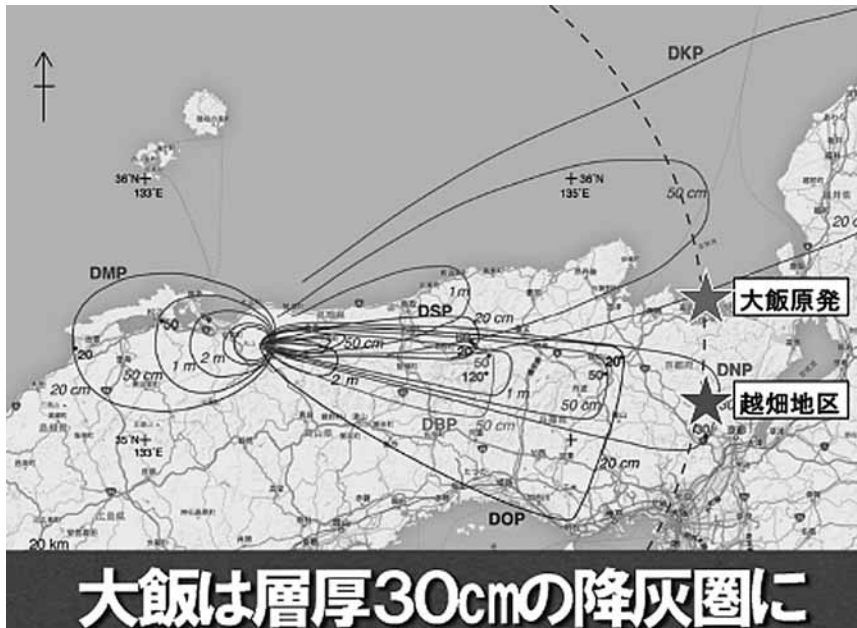
原発に想定を超えた火山灰が降ると非常時に原子炉を冷やすための非常用発電機の吸気フィルターが目詰まりが起る可能性が懸念されるため、フィルターの交換頻度を上げるなどの対策が必要である。しかし、関電は本年5月29日、「準備ができ次第、再審査を申請する」と発表し、「（規制委は）原発の稼働停止は求めておらず、電気供給などに対する大きな影響はない」と、無責任な対応に終始している。

2. 専門家の火山灰層厚評価と関西電力の対応について

(1) 降灰層厚の予測を改めても、過小評価は変わらず

火山の評価では、火砕流と火山灰が問題になるが、関電の原発では火山灰の評価が焦点となる。

原子力規制庁は 2017 年、鳥取県大山の噴火履歴の調査を山元孝広氏（産業技術総合研究所）に委託した。山元氏は「大山火山噴火履歴の再検討」（2017）を公表し、その中で、関電の火山灰層厚評価が過小であることなどを厳しく批判した。山元（2017）⁽⁴⁾では、大山から大飯原発と距離が同等である京都市右京区越畑（こしはた）地区で、大山生竹（なまたけ）降下火砕物（DNP）の層厚を 30cm としている。これは、山元氏が引用した井本ほか（1989）⁽⁵⁾に依拠している。規制庁は、この論文について精査するため、2017 年 6 月、関電に現地調査を指示。規制委は 2018 年 6 月 29 日、「第 1 回大山火山の火山灰分布に関する情報収集に係る意見交換会」⁽⁶⁾を実施するなど、関電と面談などを続けている。



火山灰の層厚評価については、大飯原発・高浜原発ともに 10cm で規制委の審査に合格している。この 10cm をはるかに超える越畑地区の調査が焦点となったが、関電は、前出の本年 3 月 29 日に公表した数字を「降下火砕物の最大層厚を評価した」と発表し、問題なしとしている。

(2) 火山の専門家を含めた調査と評価を、規制委員会の責任でやり直すべき

関電の調査結果を鵜呑みにして、火山の専門家のいない規制庁と関電だけの密室の「面談」や「意見交換会」で終わりにしてはならない。火山の専門家を含めた調査と評価をやり直すべきである。

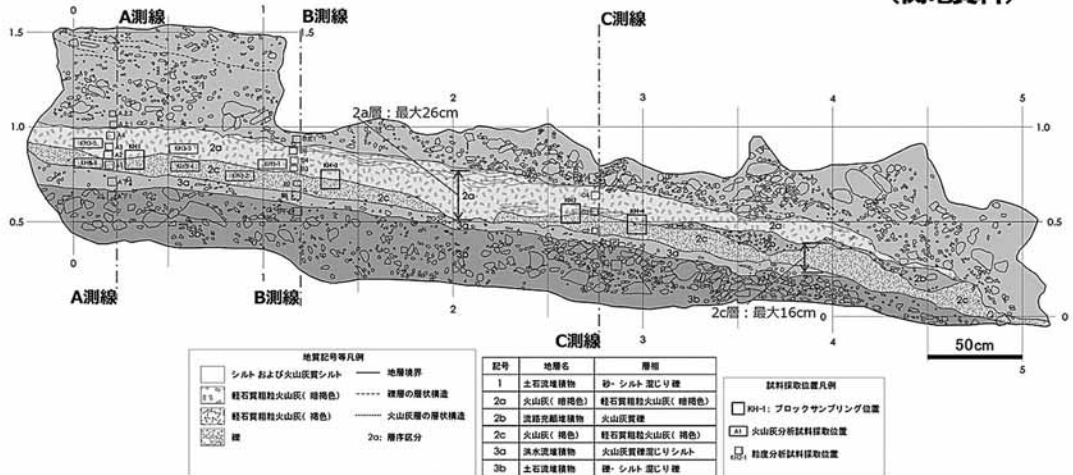
関電の越畑地区での火山灰調査（27p 下の図）では、①層厚最大 26cm（2 a 層）とその下位に位置する層厚 16cm（2 c 層）の 2 層の火山灰露頭を確認した。さらに、火山灰の鉱物組成の特徴は「DNP の特徴と一致する」こと、輝石・角閃石の屈折率の測定結果は「大山池露頭の DNP の屈折率とほぼ一致」すること、主成分分析結果は「DNP に対比されると推測する」ことから、②越畑地区で



確認された火山灰露頭は、大山生竹降下火砕物 (DNP) だと判断した。

しかし関電は、これら火山灰層中には、ラミナ (葉理・葉層=流水によって地層が動いた痕跡として残る波線状の模様) が認められ、また角礫が混在していることから、「再堆積」(流水等によって粒子が流動し、移動・集積によって層厚が厚くなる) によるものであると断定している。そして「本露頭 (越畑) におけるDNPの層厚は、流水の影響により降灰層厚として評価できない」として、層厚評価の対象から外した。

＜スケッチ図＞ **京都市右京区 越畑地点調査結果について**
5.2 現地剥ぎ取り状況 (スケッチ) (関電資料)



3. 杜撰な、関電の火山灰調査結果

(1) 「再堆積」の評価は、ラミナの存在だけで評価できない

「再堆積」の根拠として、①ラミナが存在する、②角礫が混在している、としている。しかし、再堆積の評価は①や②だけによるものではない。堆積層はその堆積環境(陸上・水中・微地形・気象条件・生物攪乱等)によって層厚は変化する。例えば、流水があれば、水の動きで堆積層は寄せ集められて厚くなることもあれば、削られて薄くなることもある。

降下火砕物の層厚の変化には次のような事象が関わるといわれている。それは、①流水や風による再堆積では厚層化、②火山灰層の上下に異なる堆積物が混入では厚層化、③流水や土石流による削剥(さくはく)では薄層化である。

関電の調査結果は、①を重視し、2 a 層底部付近に「ラミナが認められる」(上の図*)として「再

堆積」の根拠としている。よって、流水で火山灰粒子が移動し、集積して層厚が厚くなり 26cm になっていると主張している。しかし、重要なことは、ラミナの存在だけで、「再堆積」と簡単に判断することはできない。

片岡香子・新潟大准教授によれば、ラミナの厚さなどが、「そのテフラが初生的な降下テフラ層か再堆積によるものかをおおよそ理解するためには役立つ。・再堆積であっても懸濁（けんだく）浮遊からの堆積や集合流動によるものであれば、明確な構造を持たない場合もある。一方で、初生堆積であっても堆積構造が明確に発達することがある」⁽⁷⁾とし、ラミナの存在だけで「再堆積によるもの」とする関電の評価ほど単純なものではないことが指摘されている。

(2) 26cm の a 層は、元はそれ以上の層厚だった可能性も否定できない

第 1 回意見交換会の関電資料によると、火山灰層上位の中位段丘礫層（下の図）に土石流堆積物が存在していた可能性もある。片岡准教授によれば、「テフラ層がどのような地層に挟まれているのかは重要である。・テフラ粒子やテフラ層の保存能やテフラ堆積による地表環境の変化を考える上でも必要な観察事項である」⁽⁷⁾と指摘している。よって、土石流で火山灰層が削り込まれた可能性も否定できず、26cm の a 層は、元はそれ以上の層厚を有していた可能性も否定できない。

京都市右京区 越畑地点調査結果

5. 2 現地剥ぎ取り状況（写真） 関電資料



(3) 2 c 層中には角礫が含まれるから、「再堆積によるものだ」は根拠がない

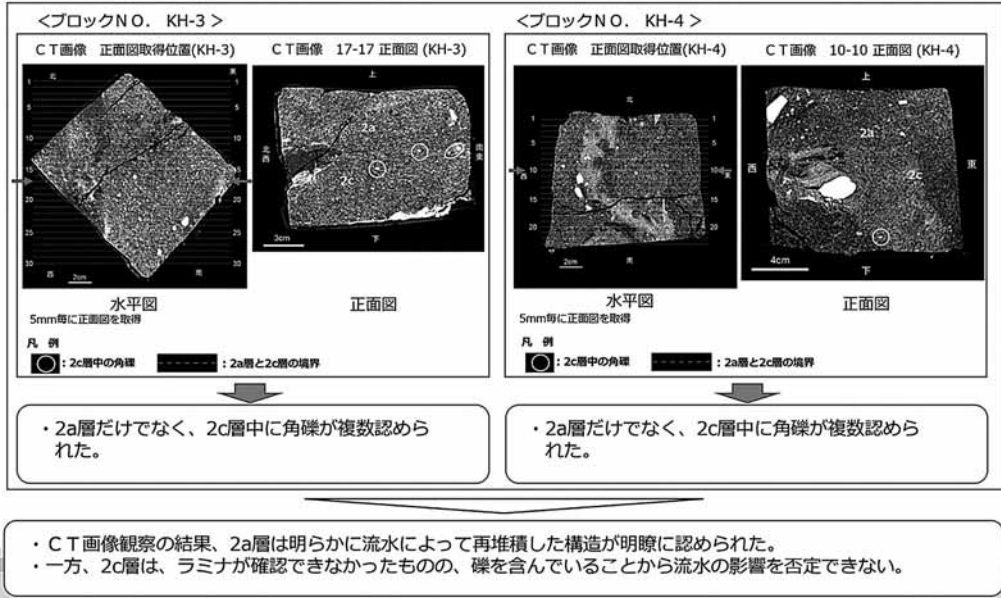
関電は、2 c 層は 2 a 層と違い、礫の混入やラミナなどの流水により混入した痕跡が見られなかったため、より詳細に火山灰ブロックを CT 画像で解析し、2 a 層にはラミナが確認され「明らかに流水によって再堆積した構造が明確に認められた」としながら、2 c 層では「ラミナが確認できなかった」が「礫を含んでいることから流水の影響を否定できない」と結論づけ、再堆積によるものだとしている。しかし、関電資料 40 頁に掲載（29p の上の図）されている CT 画像（KH 1～4）で角礫と指摘されている部分では、その岩種が記載されていない。堆積物が 2 c 層に混入したというのであれば、角礫は、越畑盆地周辺に分布する丹波層群を構成する堆積岩類（三畳紀—ジュラ紀「2 億 5000 万年前から 1 億 5000 万年前」の泥岩、砂岩、チャートなど）が想定される。しかし、関電資料には角礫についてなんら具体的な指摘がない。そのため、混入礫が再堆積を示すとする判断には根拠がない。

京都市右京区 越畑地点調査結果について

40

5.3 CT画像解析
CT画像解析結果

(関電資料)



(4) 最大層厚は42cmと評価することもできる

2 a 層 (26cm) と 2 c 層 (16cm) はいずれもDNPである。関電は、「火山灰を含む層は、その層相と狭在する礫層により二層 (2 a 層, 2 c 層) に細分される」としている。これによって、2 a 層と2 c 層を切り離し、最大層厚を26cm (2 a 層) としている。さらに、「露頭西側では、2 a 層と2 c 層の境界付近に中礫を主体とする礫層 (2 b 層) が狭在する (下の図)」と記している。しかし、二層ともDNP由来のものであり、しかも2 b 層は火山物質からなる中礫を主とする礫層であることから、土石流の活動によりはぎ取られた降下火砕物の再堆積層と判断される。このことは、2 c 層の堆積、2 c 層の土石流化と再堆積 (2 b 層の形成)、2 a 層の堆積といった現象が、短期間に継続して発生したことを示すものと考えられる。



露頭西側では、2a層と2c層の境界付近に中礫を主体とする礫層 (2b層) が狭在する。

ところが関電は、DNPを2a層と2c層に2分化して、一連のものとして扱わず、最大層厚を26cmと決めつけている。二層を一連の活動を表していると捉えれば、DNPは約30cmの層厚を持って東西に広がっていると評価でき、最大層厚は42cmと評価することもできる。

4. おわりに

関電は「再堆積」論に固執し、越畑地区で自らが確認した26cmのDNP火山灰露頭を層厚評価の対象外としている。関電は、約8万年前に噴火した大山生竹の火山灰露頭が示している自然の実態に、真摯に向き合うべきであり、「面談」という密室論議ではなく、火山の専門家を含めて調査と評価をやり直すべきである。よって、関電は原発の再稼働は中止し、動いている原発は直ちに停止すべきである。

以上

【参考文献】

- (1) 原子炉等規制法核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
設置許可基準規則の解釈第6条2項
- (2) 原子力発電所の火山影響評価ガイド <http://www.nsr.go.jp/data/000213308.pdf>
・火山ガイドは、「立地評価」と「影響評価」で審査を行うと定めている。立地評価は地理的領域内（半径160キロメートル）で、第四紀（258年万年前以降から現在まで）火山のうち、「将来の活動可能性が否定できない火山」かどうかを確認する。そして将来の活動が否定できない火山とされた場合には、火砕物密度流、溶岩流及び岩屑なだれなど、設計対応が不可能な火山事象が原発の運用期間中に影響を及ぼす可能性が充分小さいか否かを検討する、としている。
- (3) 「原子力基本法2条及び原子力規制委員会設置法1条は、原子力規制委員会が「確立された国際的な基準を踏まえ」て安全確保を図るべきことを定めている。確立された国際的な基準である国際原子力機関（IAEA）の策定した原子力発電所の火山ハザードについてのガイド（SSG-21）にも、巨大噴火について低頻度ゆえにそのリスクを社会通念上容認されると考えてよい等ということは一切書かれていない。」（脱原発弁護団全国連絡会）
- (4) 「大山火山噴火履歴の再検討」山元孝広（2017）
https://www.jstage.jst.go.jp/article/bullgsj/68/1/68_1/_pdf
- (5) https://www.gsj.jp/data/50KGM/PDF/GSJ_MAP_G050_11027_1989_D.pdf
- (6) <http://www.nsr.go.jp/data/000239606.pdf>
- (7) 片岡香子・長橋良隆（2014）「テフラ学（第6回）テフラ層の記載法」

【参考図、写真】

- ・すべての図・写真は、「大山火山の火山灰分布に関する情報収集 調査結果について」（関西電力資料・平成30年2月13日）に加筆。

【参考資料】

- ・「規制庁は、専門家を交えた調査と評価をやり直すべき」・2018.3.26 美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会

ドイツにおける放射性廃棄物最終処分場問題 ～「取り出し可能性」論議についての検討を中心に～

小野 一 (工学院大学・教育推進機構)

シュレーダー政権 (1998～2005年) 期の脱原発合意、メルケル首相の下での原発運転期間延長 (2010年9月) と福島原発事故後の政策転換などを経て、ドイツは2022年をめどに国内すべての原発を停止すると決めた。それと並行し、放射性廃棄物問題をめぐる攻防も繰り広げられる。2013年には「候補地選定法」が制定され、それに基づき最終処分場委員会が設置された。

ドイツでこの問題がクローズアップされたのは、処分すべき放射性廃棄物の量の把握 (総量管理) が可能となり、議論の下地が整ったことが大きい。日本も含め原子力発電を継続している国は、総量管理もままならぬまま、国内のどこかに最終処分場を作らねばならないという、極めて困難な課題を抱えている。

放射性廃棄物問題は、自然・社会・人文諸科学を横断して既存の知見や政策枠組みに問い直しを迫る。本稿では、2019年9月21日に福井大学で行われた日本科学者会議福井支部9月例会での報告をもとに、とりわけ「取り出し可能性」論議の政治的意味を論じたい。

1 反原発運動の象徴から 放射性廃棄物問題の象徴へ

ゴアレーベンはシンボルの存在である。反原発運動の結節点として、要所要所で問題を可視化してきたが、放射性廃棄物問題の新展開の中で新たな意味を獲得しつつある。

1977年2月、ニーダーザクセン州首相 (当時) のエルンスト・アルブレヒトは、放射性廃棄物処理センター建設計画を発表する。表向

きの選定理由はともかく、三方向で東ドイツと国境を接する「西ドイツの突端」だったことが、最も重要といわれる。放射性廃棄物処理センターには、再処理工場、集中型中間貯蔵施設、最終処分場が含まれる。再処理施設については、1979年3月にハノーファーで開催されたゴアレーベン国際評価会議を経て、アルブレヒト首相が同年5月に建設断念を表明するが¹⁾、他の計画は継続される。現在、ゴアレーベンにあるのは集中型中間貯蔵施設で、低レベル・高レベル用の貯蔵棟と研究・実験のためのパイロットコンディショニング棟などからなる。

これに対し、最終処分場は安定した岩盤の地下深くに作られねばならない。連邦放射線防護庁 (BfS) は、ゴアレーベンの岩塩層を念頭に継続的な調査を行ってきた。だが、岩塩は熱や地下水に弱く、原子力推進側の安全審査に基づく将来見通しも不確かである。確証がないまま、岩塩層への貯蔵が放射性廃棄物処理センターの基本理念となる中、民間研究機関が独自の鑑定書を出すなどして反対運動をサポートした。



写真 ゴアレーベンの中間貯蔵施設運営会社が開設するインフォメーションセンターにて

その後、ゴアレーベンを有名にしたのは、キャスク輸送反対闘争である。ヴァッカーズドルフ（バイエルン州）の再処理工場建設が激しい反対を受けて頓挫したため、ドイツ原発の使用済み核燃料は主にラ＝アグ（フランス）で再処理される。高レベル放射性廃棄物の陸上輸送が年中行事化し、大規模な抗議行動が繰り返された。膨大な警備費用は、政界・経済界の一部にも原発の経済性に疑問を抱かせた。ゴアレーベンへのキャスク輸送は、2011年末までに12回を数える。

原子力産業への経済的依存が強い地域を「原子力オアシス」とよぶ研究者がいる²⁾。地理的な辺境性と政治的関係から犠牲がしわ寄せされるかたちだが、政府や産業界はこうした地域に放射性廃棄物を集中させる傾向がある。ハンフォード（アメリカ）、ラ＝アグ、セラフィールド（イギリス）などがそうある。原子力オアシスでは、内向き・受動的・黙従的な文化が見られ、少なくとも住民の一部は原子力施設に好意的という。だがゴアレーベンは、地元の反対運動に外部からの活動家が合流した、ドイツ反原発運動の一大拠点である。ここにゴアレーベンの特殊性がある。

2011年、メルケル政権は、最終処分場候補地を白紙に戻すと決定した。2013年には候補地選定法³⁾が制定される。これによりゴアレーベンでの調査中止が正式に決まり、2031年までに候補地が選定し直されることになった。これは「ひとつの転換点」にすぎない⁴⁾。結局はゴアレーベンが最終処分場となる可能性も排除されず、環境保護団体の中には協議への参加要請を拒むものも少なくなかった。

2 困難な最終処分場立地

放射性廃棄物（核のゴミ）にはさまざまな種類がある。影響の深刻な高レベル放射性廃棄物

の中でも、ここでは使用済み核燃料に考察対象を絞る。

使用済み核燃料は、再処理すればプルトニウムを取り出して高速増殖炉の燃料として使える。原発、再処理工場、高速増殖炉の間で核物質を循環させる構想を、核燃料サイクルという。それに対し、再処理せずに廃棄（貯蔵）するのが直接処分である。世界的には後者が主流だが、核燃料サイクル計画を公式に放棄していない日本では、使用済み核燃料はゴミではなく資産として計上される。

再処理工程の概略は、まず、使用済み核燃料を切断し、硝酸で溶解する。ウランやプルトニウムを有機溶媒で分離した後は、核分裂生成物（死の灰）が溶け込んだ廃液が残る。このままでは扱いにくいので、ガラス固化体にしてステンレス製容器（キャニスター）に詰める。ガラス固化体の表面線量率は毎時1500シーベルトで、人間が近づけば20秒以内に死亡するという⁵⁾。

以上は再処理の場合だが、核燃料サイクル計画が破綻した今、危険な化学的工程を経てプルトニウムを抽出する意味はない。再処理工場は非常に汚染量が多く、使うあてもないのに軍事転用可能なプルトニウムがたまると国際社会から嫌疑をかけられる。直接処分でも、長期にわたり放射線を出し続けることには変わらない。半減期、すなわち放射性元素が2分の1に減少するまでの時間は核種により異なるが、プルトニウム239（半減期2万4400年）のように極端に長いものもある。かつては海洋や宇宙空間などへの投棄も検討されたが、国際条約で禁止されたり技術的不確実性により否定されたりして、消去法的に残ったのが地層処分である。

その場合には、高レベル放射性廃棄物を大深度の安定した地層内に隔離し、放射性物質や有害物質が人間の生活圏に出てこないようにせ

表1 最終処分場に関わる岩盤層ごとの諸特性

岩石/特性	岩塩層	粘土層	結晶質(花崗岩, 等)
熱伝導性	高	低	中
(気体・液体の)透過性	事実上不透過	非常に低～低	非常に低(裂け目なし)～透過性(裂け目あり)
堅さ	中	軟～中	堅
変形性	粘着性(ゆっくり進む)	可塑的～もろい	もろい
空洞の安定性	それ自体安定的	補強が必要	高(裂け目なし)～低(顕著な裂け目あり)
圧力	静的等方性	異方性	異方性
水溶性	高	非常に低	非常に低
取着性	非常に低	非常に高	中～高
耐熱性	高	低	高

ねばならない。長期にわたる安全性保障のカギが、多重バリア体系という考え方である。バリアとは、最終処分場を構成する自然科学的・技術的要素であり、放射性廃棄物の種類、廃棄物容器、坑道や貯蔵スペースに「ふた」をする構造物、遮蔽効果を持つ山岳の地形、これらを取り囲む(覆う)層などが含まれる⁶⁾。時間の経過により条件が変わった場合でも、有害物質の移動(migration)は阻止ないしは減速されねばならない。国際的には、地層処分に適するのは岩塩層、粘土層、結晶質(花崗岩、片麻岩)とされる。それぞれ特性が異なり(表1⁷⁾参照)、いずれも何かしらの弱点がある。結晶質岩は堅く、安定的で高温にも強い反面、割れ目が生じやすい。岩塩は、熱伝導性に優れ、掘削作業も有利で、水分を透過させにくい、水に溶けやすい。粘土層には、水分をほとんど透過せず、放射性核種のしみ出しを化学的に防止する働きがあるが、掘削作業は難しい。

技術依存の度合いがより大きいのが、結晶質岩だろう。放射性廃棄物は鋳鉄で内装された銅製容器に入れられ、ベントナイトの緩衝材で覆われる。容器には数十万の寿命が必要とされるが、ベントナイトは時間とともに水により中和される。銅の腐食や放射性核種の拡散をもたらす化学的条件の発生も考慮せねばならない。粘土層への貯蔵の場合、容器はどちらかといえ

ば副次的で、基本的には搬入や(場合によっては)取り出しの際に安全が保たれていればよい。岩塩層で最大の問題は水溶性で、万一の浸水の場合もその進行はバリア効果を保ち続けられるほどゆっくりとしたものでなければならない。

2019年現在、操業中の最終処分場はない。オルキオト(フィンランド)、フォルスマルク(スウェーデン)、ピュール(フランス)では操業開始は2020年頃と見込まれる⁸⁾。フィンランドのオンカロ処分場では、地下400メートル以深の結晶質岩に掘られた坑道に約9000トンの使用済み核燃料が搬入され、最後は埋め戻される。放射線レベルがウラン鉱石並みになるまで10万年を要するという。

フィンランドやスウェーデンでは、地震のリスクは小さい。ただし長期的な地殻変動も考慮すれば、放射性物質を数万年単位で隔離するなど、人類には未知の技術である。地層処分の「確立」をもって、原発推進の論拠としてよいのかという疑問もある。フィンランドは電力の30%を原子力に依存する。

日本では、地層処分を見越した1976年以來の研究は、2000年の「特定放射性廃棄物の処分に関する法律」制定により新段階に入る。原子力発電環境整備機構(NUMO)が設立され、2002年から候補地公募が始まった。NUMOによれば、結晶質岩の地下300メートル以深

にガラス固化体4万本と超ウラン元素廃棄物を保管する。2030年代前半をめどに候補地を選定し、2030年代後半の操業開始を目指す⁹⁾。

しかし正式に応募した自治体はなく、政府は2013年11月、自ら候補地をリストアップし補償措置を検討する方針を示す。2017年7月には「科学的特性マップ」も公表される。候補地探しが本格化する中、警戒する自治体の条例制定の動きも報じられる¹⁰⁾。青森県六ヶ所村、北海道幌延町、岐阜県瑞浪市など、関連施設のある所がなし崩し的に最終処分場化する懸念も払拭できない。

3 「取り出し可能性」論議の政治的意味

ドイツの候補地選定法は画期である。科学的知見に基づく透明性ある手続きによる、国内で生成した高レベル放射性廃棄物を最終処分する施設の立地選定が目的だが、そこでは100万年にわたり最大限の安全が確保されるべきである。外国での最終処分を目的に国際協定が結ばれることはない(同法1条1項)。決定に先立ち、複数の候補地が調査される。

政策転換の引き金は、2011年9月の欧州連合(EU)指令2011/70/Euratomだった。同指令は、原子力エネルギー利用の加盟国に、放射性廃棄物処理基本理念の策定と欧州委員会への報告(2015年8月23日まで)を義務づけた¹¹⁾。候補地選定法を査定し、議会に提言し、選定手続きのルールを検証・改善するために最終処分場委員会も設置された。同委員会は2016年7月5日に最終報告書を提出し、「科学的知見に基づく結果のあらかじめ決まっていない選定手続きから、包括的な透明性と市民参加に至るまでの提言」を行った。

その報告書に、次のような文言がある。「概念的に新しいのは、未来倫理的諸原則ならびに修正可能性志向に準拠し、いったん下された決

定でも最大限の安全可能性に到達する学習という意味での原状回復可能性を求めたことである。原状回復可能性、すなわち進行中の措置の方向転換可能性は、誤謬の訂正を可能にし、将来世代に複数のオプション(新たな知見を考慮するなどして)を残しておくために必要で、信頼性醸成に寄与し得る。廃棄物の取り出し可能性、サルベージ可能性、ないしは決定事項の原状回復可能性が、その中心概念である¹²⁾。

この変位は注目に値する。たしかに誤謬の訂正可能性は、科学技術論や倫理学の基本原則である。福島原発事故後に倫理委員会が「放射性廃棄物を将来的にも取り出し可能な仕方で、最高度の安全性要求のもとで貯蔵管理することを提言します¹³⁾」と述べているのもその例である。だが取り出し可能性が念頭にあると地理学的に有利でない場所が選ばれかねないので、AkEndは放射性廃棄物の取り出し可能性を考慮する理由を認めない¹⁴⁾、というのが従来立場ではなかったのか。

限界はありながらも国際的規制枠組みを形作る国際原子力機関(IAEA)の定義では、中間貯蔵(storage)は放射性元素、使用済み燃料ないしは放射性廃棄物の封じ込め施設(取り出し可能)での保管を意味する。放射性廃棄物の処分(disposal)では、取り出し可能性(retrieval)は基本的に想定されていない¹⁵⁾。大深度の地層処分は「アフターケア不要」のはずだからである。長期にわたる監視体制は必要だが、閉鎖後の最終処分場には、人為的に手を加えなくとも安全が保たれるだけの信頼性が求められる。

ドイツはIAEAの方針に準拠していると考えられるが、取り出し可能性をオプションとして残す議論も一部には存在した¹⁶⁾。BfSの安全哲学に、通常でない展開を見せた場合の措置として決定の取り消し可能性

(Reversibilität) と、非常措置としての取り出し可能性 (Rückholbarkeit) とサルベージ可能性 (Bergbarkeit) とが書き加えられた。取り出し可能性とは、最終処分場が満杯で閉じられた状態でも廃棄物容器を取り出すこと、サルベージ可能性とは、最終処分場への搬入が完全に終了した後にも非常措置として放射性廃棄物容器を取り出すことと理解し得る。

ただしドイツ以外では、早い段階から取り出し可能オプションを検討する国も少なくなかった (IAEAの方針があいまいなものそのためである)。フランスは、かつてのドイツとは逆に、取り出し可能性を最終処分場の許可条件としている¹⁷⁾。2007年に始まるOECD/NEAの放射性廃棄物管理委員会 (RWMC) の研究プロジェクトは、2010年12月のランス (フランス) の国際会議¹⁸⁾ に結実した。オランダ、イタリア、スペインなどは地上施設での長期保管を選好する。

ドイツでも取り出し可能性が強調されるようになったのは、中間貯蔵施設を念頭に置いた概念を最終処分場にも適用することを意味する。それゆえこの問題は、最終処分場の基本思想だったアフターケア不要性が後退 (変質) したのはなぜか、と定義し直せる¹⁹⁾。

アフターケア不要性は、安全と (世代間) 公正により根拠づけられる。後者の観点からは、将来世代に負担を残さないアフターケア不要の最終処分場こそが望ましい。その安全性が技術的に担保し得ないことが明らかになる中で²⁰⁾、取り出し可能性論議が浮上してきた。これはジレンマである。そもそも放射性廃棄物という不可逆的結果をもたらす原子力開発に乗り出した時点で、原状回復可能性は失われている。新技術の出現を期待しつつ、取り出し可能性の留保により将来世代の選択可能性を増すという論法には、危うさがある。

取り出し可能性論議ははじめてのものではないが、アフターケア不要性という前提がゆらいだ今、新たな意味合いを付与されての再登場と考えるのが順当だろう。理論的逡巡への批判的検証も重要だが、ここでは現実政治の文脈で考えよう。岩塩層の安全性に疑念があるとはいえ、代替地のめどが立たないのに最終処分場建設撤回を確約することは、政治的に不可能である。それでもゴアレーベンを候補から外すには (少なくともその可能性を残すには)、完璧に条件を満たさない土地への処分場建設も視野に含まざるを得ない。それにより起こる誤謬の訂正可能性が取り出し可能性の意味だとすれば、皮肉である。さらに言えば、「相対的に」適合的な土地に取り出し可能な貯蔵施設を作り、一定期間保管した後はローテーション式に別の施設に移すこともあり得るのではないか。

もちろんこれは筆者の空想である。しかし、技術による問題解決の限界性が明らかになったのなら、負の遺産を社会共同体で受け入れる方策を探らねばならない。実際、当初の技術楽観主義が次々に裏切られたのは、原子力開発の歴史そのものだった。

4 放射性廃棄物問題の特性と 総合科学の必要性

近年の欧州で、この問題をめぐる議論に新展開が見られるのも、偶然でない。

いわゆる迷惑施設の立地選定に用いられてきたのは、DADアプローチ (決定 decide, 宣言 announce, 防衛 defend) である。このような上意下達的で強権的な政策様式が広範な抗議行動を誘発し政治不信を醸成する中、透明性ある手続きと市民参加に基づく社会的合意形成が求められるようになる。ただし、手続きが適正で説明責任が果たされていれば、立地問題が解決するとは限らない。迷惑施設を好んで誘致

する人(地域)はなく、ましてや放射性廃棄物最終処分場は究極のN I M B Y (Not In My Back Yard) 施設だからである²¹⁾。

研究者の間では、放射性廃棄物がバナンスは「やっかいな問題(wicked problem)」というのが共通認識である。N I M B Y性を伴う迷惑施設の立地は現代社会が抱える難問だが、wicked problemはそれ以上に解決が難しい。数万年単位で環境から隔絶されねばならない放射性廃棄物問題は、既成政治や近代科学の前提を揺るがす。そこで問われるのは、地域を越え、世代を超えた不利益の公正配分である。

「最大多数の最大幸福」から「最大多数の最小不幸」へのパラダイム転換²²⁾が必要なのだろうか、それを指摘するだけでは解決にはならない。諸科学を横断した学際研究が求められる。そのような論究は、実践的には当該社会の具体的な問題状況の中で検証されねばならない。ポスト福島とポスト県外移設時代の日本。原発と沖縄米軍基地問題に共通する差別構造に着目する論者もいるが²³⁾、そこには、中央集権体制の下で経済成長路線を邁進してきた戦後日本の発展コースを問い直す手がかりがある。

参考文献

- (1) ヨアヒム・ラートカウ／ロータル・ハーン『原子力と人間の歴史／ドイツ原子力産業の興亡と自然エネルギー』(山縣光晶・長谷川純・小澤彩羽訳、築地書館、2015年) 326頁。
- (2) Andrew Blowers, David Lowry, and Barry D. Solomon (1991) *The International Politics of Nuclear Waste*. London : Macmillan.
- (3) 正式名称は「高レベル放射性廃棄物最終処分場の探索と選定のための法律」。渡辺富久子(2013)「ドイツにおける高レベル放射性廃棄物最終処分地の選定」『外国の立法』258号も参照。
- (4) 青木聡子(2013)『ドイツにおける原子力施設反対運動の展開／環境志向型社会へのイニシアティブ』ミネルヴァ書房、239頁。
- (5) 倉澤治雄(2014)『原発ゴミはどこへ行く?』リベルタ出版、219-221頁、227-228頁。
- (6) Michael Lersow (2018) *Endlagerung aller Arten von radioaktiven Abfällen und Rückständen: Langzeitstabile, langzeitsichere Verwahrung in Geotechnischen Umweltbauwerken - Sachstand, Diskussion und Ausblick*. Berlin: Springer Spektrum, p.335.
- (7) 連邦地質学資源局(BGR)報告書(Bundesanstalt für Geowissenschaften und Rohstoff (2007) *Endlagerung radioaktiver Abfälle in Deutschland: Untersuchung und Bewertung von Regionen mitpotenziell geeigneten Wirtsgesteinsformationen.*) 5頁の掲載資料。
- (8) Klaus-Jürgen Röhlig (2016) *Techniken - Konzepte - Herausforderungen: Zur Endlagerung radioaktiver Reststoffe*. in: Achim Brunnengräber (ed.), *Problemfall Endlager: Gesellschaftliche Herausforderungen im Umgang mit Atommüll*. Baden-Baden: Nomos. p.43.
- (9) 倉澤前掲書 235頁。
- (10) 2018年8月28日付『朝日新聞』1, 3面。
- (11) 同指令は、放射性廃棄物輸出入を全面的に禁止しないものの、自国内処理の倫理的責任を明言している(第4条4項)。
- (12) Kommission Lagerung hochra radioaktiver Abfallstoffe (2016) *Abschlussbericht: Verantwortung für die Zukunft: Ein faires und transparentes Verfahren für die Auswahl eines nationalen Endlagerstandortes*. p.31.
- (13) 安全なエネルギー供給に関する倫理委員会

- (2013)『ドイツ脱原発倫理委員会報告／社会共同によるエネルギーシフトの道すじ』吉田文和, ミランダ・シュラーズ訳, 大月書店, 133頁. 筆者はかつて, そこに技術楽観主義の残滓も垣間見ると批判的に評した(小野一(2018)『脱原発社会を求める君たちへ』幻冬舎, 173頁). 日本では評価の高かった倫理委員会が, むしろ広範な人々に支持される妥協解の案出に腐心したことは, 報告書を一読すれば明らかである.
- (14) Arbeitskreis Auswahlverfahren Endlagerstandorte (AkEnd) (2002) Auswahlverfahren für Endlagerstandorte: Empfehlungen des AkEnd - Arbeitskreis Auswahlverfahren Endlagerstandorte. p.32 AkEndはシュレーダー政権が設置した最終処分場立地選定のための作業グループで, 2002年に答申を出す.
- (15) International Atomic Energy Agency (IAEA) (2016) IAEA Safety Glossary: Terminology Used in Nuclear Safety and Radiation Protection: 2016 Revision. Vienna. p.41.
- (16) 連邦環境省の安全基準(2010年)も, 最終処分場閉鎖までの不慮の事故への対応として取り出し可能性に言及している(Bundesministerium für Umwelt, Naturschutz und Reaktorsicherheit (2010) Sicherheitsanforderungen an die Endlagerung wärme-entwickelnder radioaktiver Abfälle. p.18.).
- (17) 植月献二(2012)「使用済燃料及び放射性廃棄物管理に関する欧州原子力共同体の枠組み指令」『外国の立法』252号, 41頁.
- (18) プロシーディングスは Nuclear Energy Agency (NEA) Organisation for Economic Co-operation and Development (2012) Reversibility and Retrievability in Planning for Geological Disposal of Radioactive Waste: Proceedings of the "R&R" International Conference and Dialogue. 14-17 December 2010, Reims, France.
- (19) 小野一(2019)「放射性廃棄物の『取り出し可能性』をめぐるクロスオーバーな研究の可能性／脱原発後のドイツ政治の展開から示唆を得て」『工学院大学研究報告』125号, 77頁.
- (20) アッセIIの浸水がこの議論に影響を及ぼした(佐藤温子(2013)「ドイツにおける放射性廃棄物問題／原子力をめぐるリスク認識」『ドイツ研究』47号, 20頁; 岡村りら(2014)「原子力政策における多角的視野と社会的合意の必要性／ドイツの放射線最終貯蔵場に関する議論を参考に」『環境共生研究』7号, 48頁; Peter Hocke, Beate Kallenbach-Herbert, (2015) Always the Same Old Story? Nuclear Waste Governance in Germany. in: Achim Brunnengräber, et al., Nuclear Waste Governance: An International Comparison. Wiesbaden: Springer VS. p.187.). (処理方法の異なる) 海外の事象だが, ストックホルム王立技術研究所の研究グループが, 原子力事業者の主張とは異なり, 銅製カプセルには1000年程度の耐用年数しかないことを指摘したことも, 重要と思われる.
- (21) N I M B Y問題およびそれに対する反対運動については, アルドリッチ『誰が負を引き受けるのか／原発・ダム・空港立地をめぐる紛争と市民社会』(湯浅陽一監訳, リンダマン香織・大門信也訳, 世界思想社, 2012年)をはじめ先行研究の蓄積がある.
- (22) 小野(2018)前掲書182頁.
- (23) 高橋哲哉(2012)『犠牲のシステム 福島・沖縄』集英社. 高橋はその後, 「本土」による沖縄米軍基地の引き取りを提唱する. 高橋哲哉(2015)『沖縄の米軍基地／「県外移設」を考える』集英社.

＝私の本棚＝

大田昌秀著『新版 醜い日本人－日本の沖縄意識－』

藤野間 幸 英

「日本人は醜い－沖縄に関して、私はこう断言することができる。」

この言葉で始まる本。著者は元沖縄県知事（1990～1998）大田昌秀氏。

覚えておいでだろうか。1995年、地主が米軍駐留軍用地の賃貸契約を拒否しているため、国が知事に対していわゆる「代理署名」（「駐留軍用地特措法」による使用裁決の手続き）を求めた。しかし知事は拒否！そして「職務執行命令訴訟」にいたる。最終的には、1996年最高裁は上告を棄却し、沖縄県の敗訴となった。そのときの知事である。

私の手元にあるのは、表題のとおり、2000年発行の「新版」（岩波現代文庫）。初版は、まだ、沖縄の施政権返還（1972.5.15）を前にした1969年にサイマル出版会から発行された。氏は、1995年の「少女暴行事件」以来、普天間飛行場の移設問題の行方を懸念し、1998年に就任した稲嶺知事、名護市の岸本市長の県内移設の容認という事態にいたり「私は、痛恨の思いをこめて、今一度、本書を世に問わざるをえない次第だ」（あとがき）として、旧版の第4章の標題を「沖縄・自由への道」から「醜さの根源」とし全面的に改め出版した。

第1章から3章は、ほぼ元の記述（復帰前、1969年の）となっている。まだ、米軍の軍政下にある沖縄。本土と違い、「日本国憲法」の下にはない。本土の日本人は、少なくとも戦後の民主化と1952年の講和条約により「独立」し、平和と民主主義を手に入れているのに、沖縄の人々は本土から切り離され（当時、県民の72%の署名を集め政府に請願したにもかかわらず！）、基地と「核」の恐怖の中で暮らさざるを得ない。その状況が書かれているのだが、私は読んでいる間に、まるで現在の（復帰後の！）沖縄を見ているかのような感覚におそわれた。

なぜ、氏が「新版」を出版されたのか。その思いが胸に刺さる。私自身も、学生時代ちょうどベトナム戦争と「沖縄返還闘争」の真っただ中にいた。「核も基地もない沖縄を返せ！」のスローガンを唱和しながらデモ行進もした。しかし、沖縄の人たちの怒りをどれだけ理解していたのか。どれだけ、沖縄の現実とその歴史を知ろうとしたのか。自分自身の問題としてとらえていたか。日本人として……。

氏は第4章を「醜さの根源」と題し、30余年をへて新たに問い直す。薩摩の琉球侵略、明治政府の「琉球処分」、アジア太平洋戦争で唯一の地上戦となった「沖縄戦」、戦後の沖縄の分離・軍事基地化、1972年の「本土復帰」、そして今まさに最大の焦点となっている普天間飛行場の辺野古への移設問題にいたる！本土政府の対沖縄政策。

氏は言う。

「この淵源を徹底的に問わない限り、中央政府・日本人が『沖縄問題』を理解し克服することはないのではないかと、知事としての経験が、逆にその思いを強めさせたともいえる。」

「果たしてこれで民主主義国家と言えるのか。『日本人は、醜くない』と反問できるだろうか。私は

問わざるをえない」と。

この日本人とはまさに私を含む「本土人」ではないのか！

どうして沖縄は捨てられたのかー「天皇メッセージ」とは？

1951年、吉田茂首相が調印した「講和条約」。翌年4月15日、「(旧)日米安保条約」とともに発効。このとき、沖縄は日本から分離され、アメリカの「恒久基地」とされ、復帰後も膨大な軍事基地を抱え今日に至っている。

「天皇メッセージ」とは何か。

1948年9月19日、当時天皇の御用掛寺崎英成がシーボルトを訪問し、沖縄の将来に関する天皇の考えを示したとされる文書。進藤榮一氏が、アメリカの公文書館で発見し、雑誌「世界」1979年4月号に発表した論文「分割された領土」で明らかに。当時は疑問もあったようだが、1989年に公表された入江侍従長の日記から、事実と裏付けされた。その内容は、私にとって驚くべきものだ。①米国が沖縄その他の琉球諸島の軍事占領を継続するよう天皇が希望していること②沖縄（および必要とされる他の島々）にたいする米国の軍事占領は、日本に主権を残したままでの長期租借ー25年ないし50年、あるいはそれ以上ーの擬制にもとづくべきであること。さらに寺崎氏は、手続きは日米の「二国間条約」とする、つまり、連合国の対日平和条約の一部としないことを提案したとする内容！これは、昭和天皇が共産主義の「脅威」を強く意識した「徹頭徹尾、天皇中心の日本の国体、もしくは日本本土の安全だけが関心の的」（大田氏）だったこと。そして、当時の天皇や復活した旧勢力にとって、沖縄は守るべき「固有の領土」ではなかった！さらに驚くのは、この時すでに「日本国憲法」は公布・施行されており、天皇は「象徴」となったのではないのか？政府を飛び越え直接、占領軍に伝えるという、憲法は？

その後、メッセージ通りに沖縄は分離された！この敗戦から占領そして、本土の「独立」、沖縄の切り捨ての経緯、昭和天皇が主体的にまるで戦前の統治者「天皇」のようにふるまったことを、進藤氏や、豊下楯彦氏の著作で教えられた。

そしていま！アメリカの「属国」ともいえる日本の「従属」の実態。豊下氏はこれを「安保国体」と呼ぶ。

もうひとつの沖縄戦ー忘れられた島々・南洋群島

2015年4月、前天皇と皇后がパラオ共和国、ペリリュー島へ慰霊の訪問をしたことを覚えているだろうか。この南洋群島・ミクロネシア（現在は、北マリアナ連邦、ミクロネシア連邦、マーシャル諸島共和国、パラオ共和国）は、第一次世界大戦で「戦勝国」となった日本が手に入れた「事実上の植民地」。日本から大量の移民が進められた。1943年には、全人口の65%を邦人人口97千人が占める（うち6～7割が沖縄県民）。この地でも多くの沖縄県民が犠牲になった。民間人の犠牲者15千人のうち、沖縄出身者は13千人。太平洋戦争の主戦場だった「南洋群島の戦いは被害の実態を見れば沖縄戦」そのものであったと、井上亮氏は指摘する。

沖縄出身者は朝鮮半島、台湾出身者と同様に「二等国民」と内地人から差別されていたという。本土の「捨石」とされた沖縄戦だけでなく、沖縄県民は二度の戦いで犠牲になった！

「基地の中に沖縄はある」・・・復帰後、何故沖縄に基地が集中しているのか？

この言葉はある米軍の記者が述べたという（大田氏）。私も初めて沖縄へ行った時（1978年）、コザ市（今の沖縄市）へタクシーで向かっていると、道路の両側に延々と続くフェンス！フォスター基地だ。まさに「基地の中に沖縄がある！」と実感したことを覚えている。

日米安保条約では、「全土基地方式」と規定している。日本のどこでも米軍は基地の提供を受けることができる！（アメリカの講和条約構想で、ダレスは「在日駐留米軍は、必要な場所に、必要な期間、必要なだけ、維持する権利をアメリカ側に与えなければならない」と！）にもかかわらず、何故今、70%もの米軍専用の基地が沖縄に集中しているのか？ 敗戦後、米軍は日本を占領、全国に展開したはずだが・・・一言で言えば、「本土」からの移設が一方向的に進められ、結果集中した！まさに沖縄に「犠牲が転嫁・押しつけられたから」としか言いようがない！

基地専用面積の推移をみると、

西暦年	1956年	1961年	1972年	1980年	2018年
本土 km ²	1,121 km ²	312 km ²	196 km ²	85 km ²	78 km ²
沖縄 km ²	164 km ²	210 km ²	278 km ²	249 km ²	185 km ²
本土 %	87 %	60 %	41.5 %	25.2 %	29.7 %
沖縄 %	13 %	40 %	58.5 %	74.8 %	70.3 %

本土が「独立」後、基地反対運動（内灘や砂川等）が戦われた1950年代後半大幅に縮小し、沖縄へ移転。沖縄では逆に（日本が「独立」したのに！）、那覇市・宜野湾村・伊江島などで「銃剣とブルドーザー」で住民を追い出し「強制的に接収」基地を拡張。さらに1960年代ベトナム戦争が激しくなる中、嘉手納や那覇軍港など機能強化のため「新規の接収」により拡張！ 復帰時には実に、沖縄県土の12.8%、287 km²（沖縄本島では実に20%もの土地が！）に及んだ。さらに沖縄復帰後、本土では返還が6割も進んだのに、沖縄は2割にとどまり、現在やく70%の基地が集中している。そして、「日米地位協定」のもと、事実上の「治外法権」下での住民の過大な負担にたいして、県民は「基地の撤去」と「地位協定」の改訂を強く求めている。

現在の沖縄の基地は、①本土からの移転により拡張されてきたこと、②主力部隊が「海兵隊」であること。基地面積の75%、在沖軍人の65%を占めている。（世界で海兵隊の基地が展開しているのは沖縄だけ！⇒今回の辺野古を見よ！）、③土地の所有形態も、民有地が3割、県や市町村が3割を占め国有地は1/3にすぎない（本土では9割が国有地、民有地はわずか）。これは、本土では旧日本軍の基地がほとんどだったが、沖縄では先に述べた米軍による住民を追い出した「強制接収」の結果だ！

なお「地位協定」のひどさについては、前泊博盛氏の著作を読んでほしい！

（参考にした資料）

・全国知事会「米軍基地負担に関する提言」及び「全国知事会 米軍基地負担に関する研究会」について2018年7月 全国知事会HP

* 2018.7.27に全国知事会として初めての地位協定改定を求める提言を全会一致で採択し、政府に申し入れた。2015年に故翁長知事が「検討の場の設定」を提案。2016年研究会を設置。以来6回の会を開催し、提言をま

- とめた。研究会資料には、基地負担の大きさ、沖縄経済に占める基地関係はわずか5%しかないこと等参考になる。
- ・「沖縄の米軍基地」沖縄県知事公室基地対策課 2013 沖縄県HP
 - *沖縄の基地の現状の詳細な資料・沖縄戦後から講和条約締結、そして「復帰後」、現在にいたる「基地」の現状等を知るには必読！
 - *また、大田知事の「職務執行命令訴訟」敗訴後の政府の対応の記述・政府は「駐留軍用地特祖法」を改正・さらに1999年「地方分権一括法」で、地方の事務であった「収容裁決等」の事務を「国の直接執行事務」に・地方分権の名のもとで、権限を取り上げる???
 - ・「特定非営利活動法人 市民活動情報センターニュースレター3号 2016年12月 SICHIP
 - *復帰前(1972年以前)の資料も含め、米軍基地の本土と沖縄の推移を、代表理事の今瀬政司氏がまとめられており、参考になる。

「知らないことは罪」ではないのか

安倍総理が政権を握り、憲法改正を声高に叫ぶ。ここ数年の状況に私自身恐怖すら感じる。かれらは歴史や事実を無視しゆがめても何とも思っていないようだ。

2013年、安倍政権は「主権回復の日」として記念式典を開催した。これほど沖縄県民の感情を傷つけるものはあるまい。沖縄では、4.28は捨てられた日、「屈辱の日」とされているのに！

辺野古の移設問題。菅官房長官は「日米合意で普天間飛行場の返還が決まり、地元の市長と知事の同意を経て移設を閣議決定した。これはもともと地元と話して決めたこと」とあたかも政府と沖縄が話し合って計画したかのように語っている。しかし、その計画とは現在の計画とは違い、辺野古沖に海上基地を造る話！現計画の埋め立て承認した仲井間知事も、知事選では「県外移設」を公約して当選。その後も、故翁長知事、玉城デニー知事が当選。沖縄県民は同意してなどいない！（毎日新聞10月25日「論点」、11月7日「記者の目」）

最近の、韓国の「徴用工」や「慰安婦」問題への政府の居丈高な「解決済み」との態度。メディアの報道をみても、真実を知ることは難しく思う。安倍政権が登場したここ数年、近現代の歴史を知るため本を買いあさっている。あまりにも私自身知らないことが多すぎる。少なくとも、歴史の事実、知識を得ることは自分の責任だ。

今一度、「この淵源を徹底的に問わない限り、中央政府・日本人が『沖縄問題』を理解し克服することはないのではないか」「『日本人は、醜くない』と反問できるだろうか。私は問わざるを得ない」、大田氏の言葉をかみしめて。

つまるところ「知らないことは罪」であると考えるにいたった。

〈私の本棚にある関係著作等〉

大田昌秀

- ・『醜い日本人ー日本の沖縄意識ー』サイマル出版会、1969
- *この原稿を書いている間に、古本で手に入れた。カバー裏面に編集者の言葉が、「かつて琉球処分、参政権の否認、太平洋戦争沖縄戦における大本営の冷酷な沖縄放棄、そして講和条約による捨て子処分！沖縄の日本人に対する本土日本人の、歴史的な差別、偏見、無知、そしてエゴイズムは、二十余年の長きにわたる沖縄の放置をも

たらした。・・・本書は「日本のなかの沖縄とは何か」を歴史的に追求してきた琉球大学大田教授が、沖縄をめぐる日米琉の悪しき関係と、日本人の内なる罪、驕れるその醜い姿勢を、歴史的事実によって痛烈に告発したものである。」と。なお、なぜか「第3章3節アメリカにとっての沖縄」については、新版では省かれている？

・『新版 醜い日本人－日本の沖縄意識－』岩波現代文庫、2000

・『徹底討論 沖縄の未来』（佐藤優氏との共著）芙蓉書房出版、2010

* 2009年6月6日、沖縄大学創立50周年で行われた、大田氏と佐藤氏の講演および対談を書籍化した本。編集にあたり大田氏が「かなりの量を書き足し、表などを加え」た。「沖縄戦は醜さの極致」とニューヨーク・タイムズの従軍記者に言わしめた、沖縄戦の実相を知ることができる

なお、「醜い日本人」でいかに本土が沖縄県を「植民地」のように差別視していたかの一例に、戦前戦後をつうじて、日本政府は沖縄に高等教育機関や大学を一切作ってないこと、琉球大学（1950年創立）は米軍政府によって設立され、復帰運動をした学生4人を退学処分するという不幸な事件についても、書かれている。沖縄大学もまた米軍占領下で生まれた私立大学だが、復帰後、「文部省の取りつぶし命令に対し、文部省の建物の前に座り込んで撤回させた」（まえがき 沖縄大学地域研究所所長 緒方修氏）、復帰後も現在にいたる沖縄の状況は何も変わっていないのでは。

・『決定版写真記録 沖縄戦－国内唯一の"戦場"から"基地の島"へ－』高文研、2014

豊下楯彦著

・『安保条約の成立－吉田外交と天皇外交－』岩波新書、1996

・『昭和天皇・マッカーサー会見』岩波現代文庫、2008

・『昭和天皇の戦後日本－〈憲法・安保体制〉にいたる道－』岩波書店、2015

進藤榮一著

・『分割された領土－もうひとつの戦後史－』岩波現代文庫、2002

「分割された領土」は『世界』1979年4月号に発表。進藤氏がアメリカで発見した、いわゆる「天皇メッセージ」についての論考を所収。

*なお、天皇メッセージ本文のコピーは、沖縄県公文書館HP（USCAR文書 "天皇メッセージ"）で公開（2008年3月25日）されている。是非見てほしい！

・『敗戦の逆説－戦後日本はどうつくられたか』ちくま新書、1999

井上亮著

・『忘れられた島々－「南洋群島」の現代史』平凡社新書、2015

古関彰一著

・『日本国憲法の誕生』岩波現代文庫、2009 初版；中央公論社、1989

・『日本国憲法の誕生 増補改訂版』岩波現代文庫、2017

前泊博盛著

・『本当は憲法より大切な「日米地位協定入門」』（戦後再発見双書②）創元社、2013

*詳しく解説され、また、安保体制のもとでの米軍の事故・事件の例を多く紹介している。

沖縄県

・『他国地位協定調査中間報告書』2018年3月 沖縄県HP 地位協定ポータルサイト

*このサイトには、報告書以外にも、ドイツ、イタリア、韓国、フィリピン等の「地位協定」などが掲載されている。



編集後記

今回の「福井の科学者」は教育特集とした。保育の現場から保育制度を考える(玉崎辰雄)は、安倍政権の保育・幼児教育の無償化の狙いを現場から明らかにしている。2歳児以下を無償にしなかった理由として、子育て育児でなく幼児教育の重要性を上げていること、規範意識、我が国と郷土を愛する態度、更に某幼稚園での教育勅語軍歌の合唱と合わせて考えさせられた。

学校再編計画は、文部科学省2015年1月の新たな学校統廃合に関する新たな「手引」を契機に持ち上がった。大野市では強引に進められ住民・市民の運動となった。その運動に関わった長谷川浩昭氏に経過やPTAのアンケート結果などを書いて頂いた。民意のない施策でも阻止されないことが少なくないことが多いが、運動が見直しを実現させた。少子化の中で統廃合はやむを得ないのではないかへの意見等をどう考えるかにも触れて頂けると更に良かった。

「福井医療大学における養護教諭養成の取組み(森透)」は、看護師に加えて養護教諭の免許状を取得することはかなりの負担となるなかで、なぜ本人らが希望するのか、小中学校での学生の経験なども示されて教育を考えさせられた。

「若狭の原発と大山(鳥取)火山噴火について(山本雅彦)」は、大飯原発への大山火山での約8万年前の地層に約30cmの火山層があ

るとの論文を受けての規制委員会の関電への再評価の指示とその結果についてである。再評価した結果も過小評価であることを具体的に示されている。また、非公開の密室での事前協議を行って後の公開本協議と火山学者抜きでの評価を問題にされている。私は、指摘された火山灰の総厚もだろうが、その堆積速度によってはフィルターの掃除だけで済むことだろうかと考えた。そうしたの被害の大きさを考えると、NHKのドラマ「ミス・ジコチョー天才・天ノ教授の調査ファイル」(主演松雪泰子)のように、私、失敗したでは済まない。でも、声明で取り上げた東電元経営者に対する刑事裁判(無罪判決)を考えると、私たち、また失敗したになりかねない。

「ドイツにおける放射性廃棄物最終処分場問題(小野一)」は、これも後始末の困難さを考えさせられる。既存の更に再稼働中の廃棄物はどこかで処分するしかない。これも考えると今生きている人の責任の重さを思う。

「私の本棚」は、会員の藤野間氏に、河川や都市計画での行政での原稿を退職で年数も経過し忘れないようにと依頼した。すると、読んだ本の感想を書きたいと言われ、会員相互の交流にもなればと欄を設けた。彼が選んだ沖縄も、原発同様に重たい。今回は原稿が多く1名としたが、負担なく短く気軽に複数人だと思うので、投稿をお願いします。

(宮本重信)

福井の科学者	第133号	2019年12月16日発行
編集・発行	日本科学者会議福井支部 頒価500円	
連絡先	〒910-0101 福井市つくし野3-906	(郵送の場合) 680円)
	山本 富士夫	
	TEL・FAX: 0776-55-1358	
	E-mail yamamo96@yahoo.co.jp	

＝会員の著書紹介＝

書名 **家畜の不思議シリーズ** 7巻のうち3巻

- ① にわたりの不思議 発行 2018年12月
⑤ 日本鶏の不思議 発行 2019年8月
⑥ 畜産物の不思議 発行 2019年10月

著者 加藤武市 発行 加藤技術士事務所
定価 いずれも1,000円(税込)

福井県医療生活協同組合

〒910-0026 福井市光陽2丁目18-15 TEL (0776) 27-2318
FAX (0776) 24-8290

光陽生協病院

TEL (0776) 24-5009

つるが生協診療所

TEL (0770) 21-0176

ショートステイきらら

TEL (0776) 21-8525

光陽生協歯科診療所

TEL (0776) 24-8784

光陽生協クリニック

TEL (0776) 24-3310

たけふ生協歯科診療所

TEL (0778) 22-5666

デイケアさんさん

TEL (0776) 24-5524

さかい生協歯科診療所

TEL (0776) 67-6333

光陽訪問看護ステーション

TEL (0776) 24-9996

つるが生協在宅総合センター「和」^{なごみ}

TEL (0770) 25-4311

光陽ホームヘルパーステーション

TEL (0776) 24-9997

小規模多機能介護施設しんじょういこい

TEL (0776) 60-2110

光陽訪問看護ステーション居宅介護支援事業所

TEL (0776) 24-9990

総合企画印刷 広告・パンフレット・DM・雑誌・記念誌・機関誌・自費出版

(有)ワープロセンターホープ

〒915-0847 福井県越前市東千福町21-4 tel.0778(24)1146 fax.0778(24)2339